

官報

号外

昭和五十七年五月十四日

○第九十六回 参議院会議録第十八号

昭和五十七年五月十四日(金曜日)

午後一時二分開議

○議事日程 第十八号

昭和五十七年五月十四日

午前十時開議

第一 國務大臣の報告に関する件(昭和五十五年度決算の概要について)

第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出)

第三 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第四 日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

第五 土地区画整理法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第六 國際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

第七 勤労者財形形成促進法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○本日の会議に付した案件

一、公職選挙法の一部を改正する法律案(参考第一号)趣旨説明)

一、日程第一より第七まで

一、常任委員長辞任の件

一、裁判官訴追委員辞任の件

し、秋の臨時国会に再び提出をされて継続審議となつておなり、今国会でその成立を図らうとしております。

選挙制度の基本的な仕組みを改正するに当たつては、他党の理解を得るために最大限の努力をいたしました。しかし現実のものとなつた以上、野党第一党としてわが党は、年来の主張を法的に具体化し、公党の責任を果たさなくてはならないと考え、あえて地方区の定数は正など緊急課題と切り離し、日本社会党独自の全国区制改革案を提出した次第であります。この際、われわれは拘束名簿式比例代表制を根幹としつつも、自由民主党案との相違点を明らかにし、議会制民主主義の発展に資したいと考えるものであります。

そもそも全国区制は二院制の特色を發揮するため採用されたもので、全国を一体としてとらえる考え方には今日もなお存在理由を失つております。したがつて、全国区制改革の課題は、少數代表の原理に立ち、現行制度の弊害を是正しつつ、国民の公正な判断を議員の選挙に反映させることにあると思ひます。

わが党は、慎重にかつあらゆる角度からこの問題を検討した結果、今日政党が国民の政治意識に着実に定着しておるものと判断し、また将来にわたるその機能と役割りを評価し、拘束名簿式比例代表制を選択することといたしました。

わが党が提案しております改正は、特に次の諸点に留意いたしております。

第一は、憲法問題についての論点を整理し、合意性を十分確認の上、なお具体的制度の法制化に当たつても疑念のないよう最大限の配慮をしたことあります。しかしながら、全国区制の改正は選挙制度の基本に関する問題であり、その改正は候補者における事情のみで判断すべきものでないことは当然でございます。

わが党は、議会制民主主義の発展のため、かねてから改革の方策を模索し、すでに六年前に拘束名簿式比例代表制の導入を提唱し、各党の動向を注視してまいりました。一方、自由民主党は、昨年第九十四回通常国会に全国区制度改革案を提出

し、名簿登載者の候補者が全く選挙運動を行わないで議員となることには、有権者との触れ合いや選挙区選出議員候補者の選挙運動とのバランスの上からも問題がありますので、政党本位の選挙の本旨にもとらない範囲で、名簿登載者の選挙運動を認めることとしたしました。

以下、改正の大要を申し上げます。

その第一は、候補者名簿についてであります。比例代表選出議員の候補者を順位を付して記載した候補者名簿は、一定の要件を備えた政党その他の政治団体に限り届け出ができるものといたしております。

一定の要件とは、三人以上の所属の国会議員を有すること、直近の衆議院議員総選挙または参議院議員通常選挙において全有効投票の二%以上の得票を得たものであること、五人以上の所属の比例代表選出議員候補者及び選挙区選出議員候補者を有することの三つのいずれかの一つに該当することであります。これは参議院における政党政治の現況を踏まえ、いわゆる立候補の自由に関し配慮したものであります。候補者名簿に記載されることができる者は、参議院議員の被選挙権を有し、かつ当該政党その他の政治団体に所属する者であるか、所属しなくとも当該政党その他の政治団体からの推薦がなされた者であればよいことといたします。名簿登載者の選定及びその順位の決定は、当該政党その他の政治団体が任意に行うことといたしますが、名簿登載者の選定機関に関する必要な事項を届け出なければならないものといたしております。

第二は、供託金についてであります。まず、比例代表選出議員の選挙における供託金の額を名簿登載者一人について三百万円とし、政党その他の政治団体がこれを供託しなければならないとしたいたしております。なお、国政選挙におきましては供託金の額を現行の一・五倍に、地方選挙におきましてはその額を現行の一・五倍ないし一・二倍程度に引き上げることといたしております。

第三は、投票の方法についてであります。投票は、選挙区選出議員選挙及び比例代表選出議員選挙ごとに、それぞれ一票を投票するものとし、比

十八条に規定しておりますが、この点、差議者はこの最高裁判決についてどう心得ていられるのか、明らかにしていただきたいのです。また、このような最高裁判決がありながらも、自民党案は個人立候補の禁止、いわゆる無所属諸派の候補者を締め出しております。これらの方の得票は前回は一七・三%まで回復し、候補者数も四〇%も占めていますが、個人の立候補を禁止した拘束名簿式比例代表という制度の枠組みから、憲法第十三条及び四十四条から許容された合理的制限という説明をしておられます。社会党も同様に、重要な基本的人権である立候補の自由を制限しても構わないと考えておられるのかどうか、お伺いしたいのであります。

第二は、私たちは拘束名簿式比例代表制には反

第三は、憲法第二十二条の結社の自由の問題であります。自民党案の発議者は、「政党要件が結社をしない自由に対する制約となる」といたしましても、この憲法に適合する合理的なものであると考え、この制度も憲法の許容する範囲である」と、このように解釈しています。同じく社会党も、公共の福祉ということで制限できると考えて、いられるのかどうか。もしそうならば、あらゆる基本的人権は公共の福祉の名のもとで制限されることになりますか。お伺いしたいのです。

第四は、先般、日本弁護士連合会が公法学者に対するアンケートを行った結果、大勢が違憲の判断を示しているところであります。

全国区選出の参議院議員の選出方法について、個人の立候補を禁止した拘束名簿式比例代表制度を採用することは憲法に違反するかとの問い合わせに対し、違反すると判断するが五十一名、違反しな

ないと判断するが二十四名となっており、違憲性があるとする意見が圧倒的に多く占めていますが、発議者の御意見を賜りたいと思うのです。

次に、参議院の機能と役割について伺います。

政党政治の状況が衆議院だけでなく参議院も同じ程度に及んでいて、参議院の政党化はやむを得ないとお考えのようでありますか、この改正によってれば、参議院は衆議院以上に政党化が強まることになってしまいます。両院制のもとで国民が政党化を前提とした二つの代表を出すことが避けられないというのであれば、もはや両院制の意義はない、初めから国民党は一つの政党化された代表を出せば事足りるということになります。

われわれは、両院制というのは、国民が異なる二つの代表を出す、すなわち衆議院は政党代表、参議院は個人的高度の専門家の直接代表を前提にしているものであると考えるものであります。すなわち、憲法改正案に対する附帯決議にも、参議院が「衆議院と重複する如き機関と成り終わることとは、その存在の意義を没却するものである。」と警告しているのであります。新しい憲法のもとで参議院が発足し、種々の検討を重ねた結果、現在の全国区制度が最もよい制度であるということから発足した経緯があります。個人立候補を制限している本法律案に両院制の機能と役割がどこに發揮できると期待しているのか、明らかにされたいのであります。

次に、本法律案の具体的内容について伺います。

第一は、名簿作成についてであります。

これについては統一的規定が何らありません。自民党案は、法的規制は必要最小限度の枠組みを規定し、それ以外は各政党の良識により順位が決定されるとしています。しかし、結局は、名簿を作成に当たり順位決定とその維持などをめぐる競争が激化し、かえって派閥争いや金がかかることになることを憂慮する人も少なくありません。野党第一党の社会党はこの点厳格な姿勢を貫かれると思いますが、発議者は名簿登載者について、「一般員、有権者の意思の反映、推薦候補者の決定、

さらに期待される合理的な順位の決定についてどう考へていらるるのか、お示し願いたい。

第二に、本法律案は、比例代表制の趣旨に反しない限り少數政党に対して十分配慮し、個人選挙の現実を考慮したいとしております。いわゆる政党要件を前回得票で二%以上と引き下げたことであります。つまり、五千万投票総数で百万程度まで広げたとしており、少數政党に配慮をされた御苦心はうかがわれます。個人立候補の道が開けたことになります。この点どう考へておられますか、お伺いしたいと思います。

第三は、選挙運動について個人選挙の現実を考慮したとしていることについてであります。本法律案は、現行の個人本位の選挙運動の態様をそのまま踏襲しております。たとえば現行のがきを候補者一人につき十万枚、最高一政党で二百五十万枚出せるというのは、全く個人本位の運動の態様であります。名簿提出は政党、投票も政党でありながら、運動だけが個人本位であって、しかも個人の立候補が禁止され、また候補者個人に投票すれば無効になるというのは、さらに一貫性がはなはだしく欠けたものになつております。何ゆえに選挙運動だけ個人にしたのか、その理由をお伺いしたい。

第四は、本法律案を拝見して危惧の念を抱きましたのは、かつてイタリアの比例代表選挙で政党の数が六十七にも及んだことがあります。この場合、非常に類似した同じような紛らわしい政党名がたくさん出ますと国民が大変混亂しますが、そのための防止策はありますか。

また、それらの多数の政党がそれぞれ競争し、また得票を押し上げるために個人本位の運動をそのまま踏襲して争った場合、運動が困難であるだけなく、事前の政治活動などにも従来以上の多額の費用を必要とし、政党の数が多くなることから選挙人の選択もかえって容易でなくなると思いますが、いかがでしょうか。

第五は、選挙制度の改革発想が、選ばれる側の政党などの都合だけで、選ぶ側の国民、有権者を念頭に置いた姿勢が見られないのではないかといふことがあります。

現行制度で金がかかるということも、候補者が金をかけ過ぎるのであり、選ぶ側の本当の要請は政治資金のガラス張りや金権候補の根を絶つことにあるのです。また、有権者から見れば、個人で立候補ができる、また候補者個人に投票すれば無効になるなどという制度は、大多数の国民は全く納得できないと言つております。候補者個人に投票して無効になるという選挙は、全世界に全く例がなく、このような最も政党本位の選挙制度を、しかも参議院全国区に導入することは政治不信につながることになりますが、どうお考えでしょうか。

最後に、選挙制度の諸問題について伺います。その第一は、定数是正の問題であります。

さきの自民党案の本会議の趣旨説明に対しても、日本社会党の質疑は、冒頭に衆参の定数是正の問題を取り上げ、有権者の権利にかかる問題であり、一刻も猶予が許されない問題であると強く主張し、さらに政治資金規正法の附則八条の政治資金規制の見直しも、法律事項であるのに検討するなされていないと厳しく指摘されていることは全く同感であります。特に、定数是正については、昭和四十九年から五十一年にかけて公選法特別委員会に小委員会をつくり、すべてに最優先にして至急に定数是正すべきことを各党一致で定めた経過がございます。しかるに、今回の社会党案でも、現在の改革の最優先であるべき定数是正については何ら触れられておりませんが、これはいかなる理由と見解によるものか、御説明願いたいと思います。

第二に、参議院に拘束名簿式比例代表制を導入する自民党の真意は、衆議院に小選挙区制を導入する突破口であるということについてであります。先般の自民党案に対する質疑の中で、鈴木總理は小選挙区制導入について、「現時点では各党間の話し合いで行われるまでに至っておらず、その機が熟していないという認識を持っている」と答弁し、導入についてばかしておりません。しかし、衆議院でも、政党本位の選挙の名のもとに、かつて党議でも決めた自民党が今後小選挙区制導入を図ることは目に見えておりますが、発議者の小選

選区制導入へのお考えをお伺いしたいと思います。

以上、発議者の誠意ある御答弁を期待いたしました。

して、私の質問を終わります。(拍手)

【宮之原貞光君登壇、拍手】

○宮之原貞光君 太田議員から相当広範囲にわたります御質問でござりますので、一問一問といふよりは、場合によりましてはまとめた形で答弁をさせていただきたいと思います。

まず第一点は、参議院の機能と役割りと本法案との関連性ということに集約されるところの御質問が二、三ございました。

御指摘のことく、わが参議院は第二院としての衆議院への抑制、補完という機能を持ち、そのことからくる自主性、独創性を持つておるわけでございます。このことと本法案の成立による参議院の政党化ということは、決して相矛盾するものではないと考えておるものでござります。

ただ、その点率直に申し上げておる限りでは、主主義における國の政治的意識形成過程におきます政党の役割り、任務という現実を直視しました場合、わが参議院もまた衆議院同様にその面の役割りを持っておるわけでござりますから、参議院の政党化ということは決して否定されるものではなく、むしろ当然であり、自然の流れと言えると思うのであります。

それだけに、政党化という前提の中で、御質問にもありましたように、いかにして参議院の機能と役割り、それに基づく自主性、独創性といふのを高めるかということが最も大きな任務だと思うのであります。ただ、その点率直に申し上げておる限りでは、主義の立場でござります。

実を踏まえて対処するところの選挙制度の改革という問題と参議院の機構改革ということとは、まさに車の両輪であり、両者とも精力的にやらなければならぬ課題をわれわれは背負っておる、このようないくべきです。

第二の手続の問題でございますが、選挙制度の改革ということは、事、議会制民主主義の基本ルールの問題でござります。それだけに、御指摘のよう各党間の協議と合意が基本になつて進められなければならない点は、これは質問者と全く同じ考え方でござります。過去七次にわたりますましたが、今回の場合は、自民党は他党の理解を得るためにさしたる努力もしないままに、昨年の四十四条において規定をされておるものだと理解に私どもは立つておるのであります。なお、御質問の四十三年の公職選挙法違反にかかわりますところの最高裁の判決主文は、当然尊重し遵守されなければならないことは申し上げるまでもないわけでございますが、その最高裁大法廷における判決要旨にありますところの「憲法十五条一項もまたその考え方方に立つたからだと思うのでござりますが、今回の場合、自民党は他党の理解を得るためにさしたる努力もしないままに、昨年の四十四回通常国会に提出し、今国会でその成立を國ろうとすることが明確になった以上、この現実を踏まえてみた場合に、ただこの問題について、わが党としてもやはり自分の党の持つところのこの選挙制度の改革の問題について具体的に提起をしていくことは、公党として私どもは当然だと思います。

したがいまして、私どもいたしましては、今次国会にこれが提出される中で十二分に審議をして、自民党案と対置をさせる中で十二分に審議をしてまいりました。その意味も再三にわたりまして強調してまいりました。特

に、第六次選挙制度審議会におきます参議院の機能を高めるための五項目、さらには参議院改革協議会の遠藤小委員会の報告の実現にはお互いの力を挙げて努力する必要があると思うのであります。ただ、この点率直に申し上げさせていただきたいと思います。

第三は憲法問題でございますが、まず太田議員께서けれども、肝心の与党自民党的熱意が余り多く見られないことは、わが党としてもやはり率直なところ感じておるわけでござります。それだけに、この問題を放置いたしまして選挙制度の改革のみに熱中するということは非常に問題があると思うのであります。したがいまして、わが党としてもこの点を最も重視し、党内の論議を申上げたいと思うのであります。御指摘のように、私どももこの点を最も重視し、選挙制度を定めているところの内容は合意であるとの確信を持つてこたましても、いわゆる参議院の政党化という現実を踏まえて対処するところの選挙制度の改革と

第三は憲法問題でございますが、まず太田議員

におきましては、御意見のように中央公聴会、地

方公聴会等を開催するなどして広く国民の意見を

求め、可能な限り各党の合意が得られるよう努力

をしなければならない問題だと思っておるところ

でござります。

第三は憲法問題でございますが、まず太田議員

の方から、わが党の護憲の党としての活動に敬意

を表していただいておることにつきましては感謝

を申上げたいと思うのであります。御指摘のよ

うに、私どももこの点を最も重視し、選挙制度を定めています。そして、提案をしているところ

に提起いたしておるわけでござります。

まず、憲法十四条、十五条、四十四条にかかる

問題でございますが、憲法十五条はいわゆる選

挙権、被選挙権を含む包括的な參政権を定めてお

り、その選挙権、被選挙権の具体化については第

四十四条において規定をされておるものだと

理解に私どもは立つておるのであります。なお、

御質問の四十三年の公職選挙法違反にかかわりま

すところの最高裁の判決主文は、当然尊重し遵守

されなければならないことは申し上げるまでもな

いわけございますが、その最高裁大法廷における

判決要旨にありますところの「憲法十五条一項

には、被選挙権者、特にその立候補の自由につい

て、直接には規定していないが」云々と述べてお

りますように、私どももこのいわゆる被選挙権等

について規定をしておるのは第四十四条である

という解釈に立つておるのであります。

なお、憲法には御承知のように選挙権という文

言はなく、第四十四条において「選挙人の資格は」

と言つておりますように、いわゆる選挙権は、す

べての国民が人なるがゆえに当然有する権利、す

なわち自然法的な人権、超国家的な人権ではなく

して、國家機関としての選挙人の構成員として

の地位と資格を有する国民に与えられたところの

国法上重要な権利であるという理解に立つてお

り、したがいまして、いかなる範囲の国民に付与

院の政党化に否定的な立場であるようございま

するかということは、御承知のように四十四条の規定によって定めるという形に相なつておるのでござります。この点は被選挙権も同様でございまして、四十四条が「議員の資格」と言っておることでござります。

第二十一条の結社の自由の問題でござりますが、確かに、結社しない自由も憲法二十二条の結社の自由に含まれておると解しております。しかし、その自由も無制約ではなく、政党本位の選挙制度を設けるという合理的な理由により一定の制限を受けることはやむを得ないものではないかと考へております。

また、無所属の立候補という問題にかかわりますところの信条の問題第十九条の問題にいたしましても、同じような立場に立つておるということをこの機会に申し添えておきたいと思うのであります。

また、無所属の立候補という問題にかかわりますところの信条の問題第十九条の問題にいたしましても、同じような立場に立つておるということをこの機会に申し添えておきたいと思うのであります。

第二十一条の結社の自由の問題でござりますが、理論的には一人一党制の政党要件というものは拘束名簿式比例代表制の中にはあり得ると考へております。しかし、本改正案は、政党が国民の意思を形成する最も有力な媒体であることに着目し、その媒体機能を活用しようとするのでありますので、いわゆる一人一党制ではこのことが大きく期待できません。そこにはわが党が政策的に、いわゆる政党要件としてあのようなことを採りたしておる次第でござります。

御質問の日弁連のアンケートの問題でござりますが、日弁連から送付の資料によりますと、全国の登録された公法学者の五百三十人にアンケートを配付し、その約一六%に当たる八十六名から回答があり、その回答の内訳が御説明をいただいたとおりでござります。それだけに私も貴重な資料としていただいておるところでござります。

次に、衆参両院のあり方の問題と関連をいたしまして、衆議院は政党代表、参議院は個人的高度の専門家の直接代表として規定づけられて、参議院の政党化に否定的な立場であるようございま

すが、私どもはその見解を異にするることをこの際申し上げておきたいと思うのであります。

第四は、法案の具体的な内容にかかわりますところの諸問題でございますが、名簿作成の手続につきましては、それぞれの政党はその政党の運営ルールに従いまして、与えられたところの役割の重要性を自覚し、自主的、主体的に、適正民主的な選定手続によって定められるわけでござりますので、これを法律の面で統一的に規定をする必要はないと私どもは考えております。

恐らく各政党におきましても、日常の政治活動等によつて把握をいたした有権者の意思、あるいは一般党員の意思が反映した名簿を作成されるであろうと考えておるのであります。いやしくも御指摘のような派閥力学とか金が物を言うようなことに相なりますと、その政党は国民の審判を厳しく受けざるを得ないわけでございます。私は、その意味におきましては、本改正法案は政党の自浄作用に大きな役割りを果たしてくれるに違いないとさえ思つておるところでございます。

第二の二条項でございますが、御指摘のように前回の参議院通常選舉の実績によりますと約百十二万票前後になるわけですが、御承知のようになつて、当選後の欠員補充が六年間有効であるということや、選舉運動、供託金のあり方からいたしまして、どういう小さな諸政党、諸団体でございましても、選舉戦術としては複数の立候補を擁することになると判断をいたしておりますだけに、いわゆるこの二条項で個々に出られるという方がそぞろくないという判断をいたしております。

第三の選舉運動だけなぜ個人にしたのかということでございますが、長年個人中心の選舉制度になじんできたわが国では、自民党案のように政党本位の選舉だからといって選舉運動を全面的に禁止するというやり方は、私どもとしてはむしろ国民の間に戸惑いと政治との遊離をもたらすことになるのではないだろうかということを懸念いたしました。

申します。そこで、現行法を基準としたわけではございませんが、現行法を基礎としたわけではございませんが、現行法を基礎としたわけではございませんが、これはむしろ個人といふよりは政党本位に取り扱い、効率的に扱うということが私どもは非常に望ましいことだという考え方にしておるのであります。

第四の類似政党の統出によるところの混乱防止策でございますが、これは本法案の中にもありますように、既成政党の告示制度を設けて防止策を講じておりますし、かつ一定要件を備えた政党本位の選舉運動でありますので、御指摘のように、また從来以上に非常に費用がかかるということは私どもは全然考えておりません。

第五の選ぶ側の要請の諸問題でございますが、本改正案は、現行全国区選舉における選ぶ側と選ばれる側とに係る各種の弊害をしら除去することになり、政治資金にまつわる諸問題や金権候補の解消にもむしろ役立つではないだろうかと、う判断をいたしております。また、個人への投票を認めないという点につきましては、国民の意思を正確に反映するためには拘束名簿式で政党への投票のみを認めるといういわゆる合理的な案でありますだけに、その点は憲法の許容するところの範囲だと言えると思ひます。

最後の御質問は、選舉制度の諸問題でございますが、御承知のよう、定数は正に係りますが、その訴訟件数は、すでに衆議院関係が五十件、参議院で九件に上り、違憲判決が四つも出ており、立法院でございました。あるいはまた公選法の委員会におきましても、私どもも強く指摘をし、その実施のた

めの努力を働きかけておるところでございます。また政治資金規正法の見直しの問題も同様に、同法第八条がその方向性をすでに明示をしております。

一月二十九日の本院における代表質問において、わが党の宮本委員長は、「参議院全国区制問題について、自民党的改悪案を強行するならば、内容、手続の両方で参議院の自殺行為になる」と警告いたしました。四月二十八日の本院公選法特別委員会における質疑打ち切りの強行は、まさにこの警告が单なる杞憂ではなかったことを示す緊急の課題だと考へておるわけでございます。

ただ、率直に申し上げまして、いわゆるこの問題ではなく、すでに別の問題として選舉制度の改革の案が自民党から提出をされ、提出されておるものを見直しておるわけですが、それは本院でもありますように、既成政党の告示制度を設けて防止策を講じておりますし、かつ一定要件を備えた政党本位の選舉運動でありますので、御指摘のように、また從来以上に非常に費用がかかるということは私どもは全然考えておりません。

第五の選ぶ側の要請の諸問題でございますが、本改正案は、現行全国区選舉における選ぶ側と選ばれる側とに係る各種の弊害をしら除去することになり、政治資金にまつわる諸問題や金権候補の解消にもむしろ役立つではないだろうかと、う判断をいたしております。また、個人への投票を認めないという点につきましては、国民の意思を認めないという点につきましては、国民の意思を認めないという点につきましては、国民の意思を認めないという点につきましては、国民の意思を認めないという点につきましては、国民の意思を認めないといふことは御理解いただけるものだと思います。したがいまして、私どもは参議院の全国区制の改革が参議院の小選挙区導入の突破口になるのだという考え方には立つておりません。しかし、それでもかかわらず、もし与党自民党の方があくまでもこれを導入しようとする意図があるとすれば、これはまさに党利党略以外の何物でもありません。それだけに私どもいたしましても皆さんは同様、絶対反対の立場からこれに対決して闘争を終わらせていただきます。(拍手)

○議長(徳永正利君) 山中郁子君。

(山中郁子君登壇 拍手)

だいま議題となりました日本社会党提出の公職選舉法の一部を改正する法律案について質問いたしました。

一月二十九日の本院における代表質問において、わが党の宮本委員長は、「参議院全国区制問題について、自民党的改悪案を強行するならば、内容、手続の両方で参議院の自殺行為になる」と警告いたしました。四月二十八日の本院公選法特別委員会における質疑打ち切りの強行は、まさにこの警告が单なる杞憂ではなかったことを示す緊急の課題だと考へておるわけでございます。

ただ、率直に申し上げまして、いわゆるこの問題ではなく、すでに別の問題として選舉制度の改革の案が自民党から提出をされ、提出されておるものを見直しておるわけですが、それは本院でもありますように、既成政党の告示制度を設けて防止策を講じておりますし、かつ一定要件を備えた政党本位の選舉運動でありますので、御指摘のように、また從来以上に非常に費用がかかるということは私どもは全然考えておりません。

第五の選ぶ側の要請の諸問題でございますが、本改正案は、現行全国区選舉における選ぶ側と選ばれる側とに係る各種の弊害をしら除去することになり、政治資金にまつわる諸問題や金権候補の解消にもむしろ役立つではないだろうかと、う判断をいたしております。また、個人への投票を認めないといふことは御理解いただけるものだと思います。したがいまして、私どもは参議院の全国区制の改革が参議院の小選挙区導入の突破口になるのだという考え方には立つておりません。しかし、それでもかかわらず、もし与党自民党の方があくまでもこれを導入しようとする意図があるとすれば、これはまさに党利党略以外の何物でもありません。それだけに私どもいたしましても皆さんは同様、絶対反対の立場からこれに対決して闘争を終わらせていただきます。(拍手)

にお答えを願います。

次に、法案の内容に即してお尋ねいたします。

わが党はかねてから、選挙制度は議会制民主主義の基礎をなすものであり、眞に民主的な選挙制度とは主権者である国民の選択が公正で民主的に議席に反映するものでなければならないと主張してまいりました。この立場からわが党は、比例代表制こそがこれにかなう選挙制度であることを先駆的に主張してきたものであります。しかし、今回社会党案には、自民党案同様、この制度の本来の理念に照らして憲法にもかかる重大な問題点があることをまず指摘せざるを得ません。社会党案は、すでに審議されている自民党案の重大な改悪内容に比べれば、これを若干緩和した内容になっています。しかし、次の二つの点で共通する大きな問題点を持つものであります。

第一に、比例代表選挙に候補者名簿を提出できる政党等の資格について、立候補者数、所属議員数、直近の選挙での得票率などにかかる三要件を設けて少数政党を選挙から排除し、無所属、無党派の立候補を禁止していることであります。これは、わが国の憲法が保障する「結社の自由」や「法の下の平等」を著しく侵害するものであると言わなければなりません。発議者は社会新報の紙上で、「比例代表制を採用することを理由として、無党派、少数政党の排除をもたらす要件を持ち込むなどは絶対に許されべきではありません。」

そこで伺いますが、これらの要件で選挙そのものに参加する資格を制限することが比例代表制に欠くことのできないものとお考えなのかどうか。このよろんな規制要件を設けて少数政党や無党派の人々を排除すること自体、国民の中に現にある多様な政治的意図を国会に公正、民主的に反映させた結果として許容し得るものであるので疑点はありませんが、この立候補者数、所属議員数の規定は、自民党案の三要件を定めていますが、自民党案に共通する目的や動機があるのかどうか、

せんが。どのようにお考えか、明確にお答え願います。

なお、この点で言えば、かつて社会党の佐藤樹選挙制度特別委員会事務局長は「拘束名簿式比例代表制にして無所属を排除しない」との態度を表明しておられましたけれども、今回の法案はこれとも異なるものであります。社会党は、いつどのような検討を経て無所属立候補を禁止するに至ったのか、あわせてお伺いいたします。

主権在民の原則を定めるわが国の憲法のもとで、参政権が重要な基本的人権の一つであることはいまさら論ずるまでもないことであります。ところが、現在までの委員会審議などで自民党案の発議者などは、いわゆる「公共の福祉」なるものを口実として、選挙権や被選挙権を法律で大幅に制限できるかのように主張しています。もしもこのような論を認めるならば、基本的人権の保障は有名無実になりかねません。そこで、この点についての発議者のお考えを伺います。

憲法第十三条规定は、国民の基本的人権について、「公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。」とあります。したがって、もしこの問題で「公共の福祉論」を持ち出すならば、無所属の立候補や少数政党の存在はわが国の憲法が言う「公共の福祉」に反するものであるということになるではありませんか。

社会党案が無所属立候補の禁止、少数政党排除の上での立候補を認めない無党派、無所属の立候補も認めるものでした。

〔議長退席、副議長着席〕

ところが、委員会審議でわが党がすでに明らかにした、自民党もその存在を認めた自民党的内部文書では、少数政党や無党派の立候補を認める「有権者が魅力ある個人や有名な少数の会派に流れること」などとしているのであります。そのデメリットやリスクを解決する策を求めるのが、少数政党と無党派の排除を盛り込んだ党利党略の一票制案でした。この一票制案は、わが党などの追及や国民の批判によって国会に提出することができませんでしたが、一票制案に盛り込まれたこれらの要件は現在の自民党的法に明らかに引き継がれています。この党利党略で固めた自民党案のた

上の立場なし主義ではあり得ても、憲法に言う「信条」に当たらない」という趣旨の反論を展開しています。しかし、これはとうてい受け入れられない議論であります。

わが国の憲法の保障する結社の自由は、戦前の暗黒政治の苦い経験に立って、国民がその信ずるところに従って結社することを保障し、国家権力の弾圧、規制を厳禁することを主要な内容とするものであります。このことは同時に、国民がいかなる結社にも加わらないでいることをも当然のことながら認めていたのであります。したがって、政治団体に加入しなければ選挙に立候補できないとすることは国民党の結社へ参加しない自由を侵害するものであつて、先ほどの御答弁にあつた、これが制限される場合もあるなどは憲法第二十一条の趣旨に全く反するものと言わなければなりません。社会党は常々護憲を党はとしていることを主張しておられます、このようない明白に憲法に抵触する法案とその党はなるものとは真っ向から矛盾するではありませんか、見解を求めてます。

次に、社会党案の第一の問題である選挙運動の規制について伺います。

本法案の運動規制は、自民党案に比べれば若干緩和されているものの、個人ピラ、ポスター、拡声器など現行法が認めてる言論宣伝戦の手段を大幅に規制するものになっています。政党が前面に立つ比例代表制を導入するというのであれば、

政党とその候補者の言論による活発な選挙運動、政治活動の自由を保障することこそ必要です。先进单位に例のない言論の自由をがんじがらめに規制した、べからず選挙とも言うべき現行法の規制をさらに強化しようとすると本法案は、国民の知る権利を奪い、暗やみ選挙の弊害を一層大きくするものであります。この点についての発議者の見解を求めてます。

選挙運動について、社会党はさきの説明文書で、「わが党は常に選挙運動を本質的には政治闘争であるとの確認に立つて選挙運動の自由の拡大を主張している」と述べています。しかし、社会党は、昨年の通常国会に自民党が提出した言論規制を内容とする公選法改悪について、これを成立させないという立場に立つた断固たる態度をとりませんでした。また、一九七五年の公選法改悪の際には、自民党とともにこれを積極的に推進したのであります。これららの態度と、今回の法の厳しい選挙運動の自由の拡大を主張しているとの言葉が、国民には全く空虚なものとしてしか映らない

か。また社会党案も、緩和しているとはいえた本質的に同じような内容の三要件を定めていますが、自民党案に共通する目的や動機があるのかどうか、伺います。

とともに、眞に民意の公正な反映を保障する民主的な選挙制度実現のために今後とも全力を尽くす決意を表明して、私の質問を終わります。(拍手)
○宮之原貞光君〔前回の質問者と重複する点は可能な限り割愛させていただきたいと思います。〕
第一点の選挙制度の改革の問題は、先ほどお答えいたしましたように、議会制民主主義の基本を支えるところのきわめて重要な問題でございましたから、各党の協議と合意が得られるよう最大の努力をしなければならないことは当然でございました。そういう意味におきましては、先般とられました自民党的強行採決は、われわれとしては厳しく糾弾をしなければならないと思うのであります。

ただ、わが党が本法案の提出に踏み切ったゆえんのことについても先ほど申し上げたわけであります、いわゆる自民党案に対応するものとして提起をしたわけありますから、言うならば共通の土俵が具体的な案を出すことによってできたわけでございますから、ここで十二分に審議をするということが大事じやないでしょうか。反対だと言ひながら、案が出ないと審議の土俵がないのです。そのところはお互にやはり理解をし合つて、慎重に進めるために具体的にどうするか。したがつて私は、そういう意味合ひにおきましては共産党的方からもせひともひとつ具体的に提起をしていただきまして、お互い共通の中で十分に議論ができるようにしていただきたいと思うのであります。

次に御質問の定数是正の問題でございますが、これは私どもも御質問者が指摘しておりますように、緊急かつ重要な課題だということで認識をいたしております。それだけに、この問題については共産党同様、お互にこれが物になるように最大の努力をしなければならないと思っておるわけでございますので、どうぞひととつ今後ともその点は十分連携をし合いながら行動をとらせていただきたいと思ひます。

きたいと思うのでござります。

次に、小選挙区制の導入問題も、これまた先ほどお答えいたしましたようでございました。ただ、やはりあくまでも小選挙区制を導入するというのは、まさにこれは一党独裁の体制づくりでございましてから、議会制民主主義のあり方が基本的に異なるものであるということは明白でござります。

それだけに、日本社会党としても皆さん同様、全効力を尽くして断固排除のために闘いたい、こう申し上げておるわけでござりますので、その点は御理解をいただきたいと思うのであります。

次に、政党要件の設定と比例代表制の理念とは矛盾しないかという問題でございまして、結論から申し上げますと、私どもは矛盾をしないという立場に立つておるのであります。そもそも比例代表制というものは、国民の多様な政治的な意見を可能な限り公正に政治に反映をさせるところのものでございますから、言うならば拘束名簿式比例代表制というのもまさにその一環であるわけでござります。御指摘のように、無所属候補をも含めた拘束名簿式をとつたらどうかという議論は、言うならば先ほど私が申し上げました一人一党制といふことをも踏まえたところの一つのやはり立論の立て方であったわけであります。また、御紹介申し上げましたように、それ以外にも、政党も投票の際によろしい、個人の名前でもいいじゃないか。ただし集計をするときには、個人の名前を書いたものはその個人の所属をする政党に加算、計算をしてやるという方法もあるのではないかという議論も率直のところありました。

私どもは、先ほども申し上げましたように、国民の政治的意識が政党を媒介として形成されていくという事実に着目し、この拘束名簿式比例代表制の導入に当たつて、政党が団体としての力をある程度出し得るという限界がいわゆる政党要件とする三つだという形で提示をしておるわけでござります。御質問者は、言うならばさらにこれを広げておきますと一人一党制ということも理論上はあり得る、それは私断りましたように。したがって、いましてそのことは、一人一党制をも前提としたことが政策上の問題になるわけであります。それとも拘束名簿式比例代表制を採用するのか、それとも政策要件として一定の限界を設けてやるかというふうに、私どももいただかねるのです、率直に申し上げます。労働者の基本的な権利や学問研究の自由の問題で事ごと私どもは自民党と対決してまいりました。それだけに、これを認めることになるとするならば今後さらに拡大をされるのでないかといふ危惧さえ持ちます。それだけにわが党はい

からそれを採択しなかったわけでござりますので、その点は御理解をいただきたいと思うのであります。

なお、

社会党内部のさまざまな意見についてのいろいろ御指摘があつたわけであります。わが党は何しる幅の広い党でござりますから、さまざまに議論は過程の中ではあります。しかしながら、ささまざまの議論をしますけれども、結論が出来たならばそれに従う、これがわが日本社会党の民

主政党であるところのやうんであるわけでござります。したがいまして、過程の中では御指摘のようにさまざまの議論が起きたことは事実でござります。御指摘のように、無所属候補をも含めた拘束名簿式をとつたらどうかという議論は、言うなります。それが何しる幅の広い党でござりますから、ささまざまの議論をしますけれども、結論が出来たならばそれに従う、これがわが日本社会党の民

主政党であるところのやうんであるわけでござります。したがいまして、過程の中では御指摘のようにさまざまの議論が起きたことは事実でござります。御指摘のように、無所属候補をも含めた拘束名簿式をとつたらどうかという議論は、言うなります。それが何しる幅の広い党でござりますから、ささまざまの議論をしますけれども、結論が出来たならばそれに従う、これがわが日本社会党の民

主政党であるところのやうんであるわけでござります。

なお、二十一條の問題は、先ほど公明党の太田議員の質問にお答え申し上げたとおりでござります。したがいまして、時間がありませんので多くは申しあげませんが、わが党が、たとえば当選人の決議も率直のところありました。

しかし、さまざまの議論の中から私どもとしていま提起を申し上げておるところの結論等を得たわけでござりますので、その根拠は、先ほども申し上げましたように、政党としての機能を發揮し得る条件のぎりぎりの状態はどういう条件なのか、そのところを政党要件の私どもは一つの判断の基礎にいたしたという点を御理解をいただきたいと思うのです。

次に、自民党的いわゆる公共の福祉論、実はこれは私どももいただかねるのです、率直に申し上げます。労働者の基本的な権利や学問研究の自由の問題で事ごと私どもは自民党と対決してまいりました。それだけに、これを認めることになるとするならば今後さらに拡大をされるのでないかといふ危惧さえ持ちます。それだけにわが党はいわゆる公共の福祉万能論は断固として排しておるのでもあります。私どもの立場は、日弁連の意見書にも明白にありますように、明白な合理的な理由があるのかないのか、合理性があるのかないのか、ここを判断の基礎にして、明白な合理的な基礎といふものがある場合には一定の制限はやむを得ないのじゃないだろうか、こういう立場に立つておるということをこの機会に申し上げておきたいと思います。

なお、社会党内部のさまざまの意見についてのいろいろ御指摘があつたわけであります。わが党は、御質問者同様に前向きに対処してまいらなければならぬと思います。

特に、私どものところで議論になりましたのは、いま大きな問題になりつありますところの戸別訪問の自由という問題は、当面の緊急の課題として皆さん方と一緒にになってこの解決のために図らなければならぬと考えておるということを申し上げまして、答弁を終わらせていただきまます。(拍手)

○副議長(秋山長造君) 栗林卓司君。

〔栗林卓司君登壇、拍手〕

○栗林卓司君 私は、民社党・国民連合を代表して、ただいま議題となりました公職選挙法の一部を改正する法律案について、発議者に対し若干の質問をいたします。

昨日の十一月二十四日のことであります。日本青年団協議会、全国地域婦人団体連絡協議会、主婦連合会、理想選挙推進市民の会、日本婦人有権者同盟、以上五団体による拘束名簿式比例代表制に反対する市民集会が開催されました。この集会に各党の代表が招かれ、見解を求められました。公明、共産、民社の三党及び二院クラブ、一の会はそれぞれ担当の議員が出席、自民党は欠席、社会党は議員ではなく事務局の人が代理出席をしておられました。

そこで、この集会の雰囲気を改めて御報告いたしますが、全体が反対一色であったことは当然としますが、集まつた人たちがこも立って訴えられたことはこういうことでした。「私たちは、これまで社会党を支持して選挙のたびに票を投じていりました。その理由は、社会党は憲法を守ってくれる政党だと信じてきたからです。その社会党がどうして今回憲法違反の公選法改正案に賛成するのですか。私たちは社会党に幻滅するしかないのでしょうか。お願いですから考え方ください」。大略、以上のとおりであります。

当時、社会党は、自民党案に対する態度を正式に決めておいでではありませんでしたが、今回、独自として公選法一部改正案を御提出になりました。

そこで、私もまたお尋ねをしなければなりません。社会党は、憲法を守ること、すなわち護憲政黨であることを信条にしてこられた政党であります。その社会党が、今回はどうして国民固有の権利を制約する側に加担されたのでありますか。憲法公布以来三十余年、国民を取り巻いていた状況は日々に変化しております。したがって、その変化に合わせて憲法も柔軟に解釈する必要があると主張されるのであります。したがって、その状況は日々に変化しております。したがって、その結果として、有権者が自由に候補者を選ぶ権利や無所属で立候補する権利を有権者から取り上げてもやむを得ないと主張しておられるようになります。

これは議員に立候補する権利は国民の固有の権利であり、奪うことは許されません。民主社会において、選挙権、被選挙権及び立候補の自由は根本的人権の一部を構成していると理解すべきであります。年齢その他の事情で仮に制約することがあるとしても、それは必要最低限にすべきであります。

主権在民の民主憲法のもとで、議員を選びある政党が国民の政治意識に着実に定着してきていることを挙げ、また憲法違反の批判に対しては、政党が、わが国の議会制民主主義のもとで国民の政治意思を反映させるための媒介として重要な不可欠の機能を果たしていることを強調されています。その社会党が、今回はどうして国民党でありましたか。憲法公布以来三十余年、国民党を取り巻いていた状況は日々に変化しております。したがって、その結果として、有権者が自由に候補者を選ぶ権利や無所属で立候補する権利を有権者から取り上げてもやむを得ないと主張しておられるようになります。

確かに、御主張のように、今日、政党が重要な機能と役割りを果たしているのは事実であります。国民の政治意思を反映させるための媒介として、すなわち仲介者として機能するものが政党ではありません。しかし、国民の政治意思を反映させるための仲介者は政党だけなのであります。確かに、御主張のように、今日、政党が重要な機能と役割りを果たしているのは事実であります。国民の政治意思を反映させるための媒介として、すなわち仲介者として機能するものが政党ではありません。しかし、国民の政治意思を反映させるための仲介者は政党だけなのであります。確かに、御主張のように、今日、政党が重要な機能と役割りを果たしているのは事実であります。国民の政治意思を反映させるための媒介として、すなわち仲介者として機能するものが政党ではありません。しかし、国民の政治意思を反映させるための仲介者は政党だけなのであります。

これに対し自民党は、選挙権、被選挙権は国民固有の権利、すなわち基本的人権というよりも法律によって与えられた法的資格と見るべきものであり、合理的な理由があれば奪うことも許されます。年齢その他の事情で仮に制約することがあるとしても、それは必要最低限にすべきであります。年齢その他の事情で仮に制約することがあるとしても、それは必要最低限にすべきであります。

次に、望ましい選挙法改正のあり方について、特に憲法違反とのかかわりについて発議者の御見解を伺いたいと思います。

すべての法律案がそうではありますが、特に選挙法の場合、憲法違反の疑いは極力回避して立法するのが当然の配慮だと思います。もし仮に憲法違反の疑いのある選挙法改正案が成立し、施行された場合、政府はこれを合憲のものと推定して誠実に執行するほかに道はありません。したがって、合憲か違憲かは最高裁の判断にまつはかではありませんが、もし違憲と判断した場合は憲法九十八条により法律は自動的に無効となり、その間に実施された選挙も無効、またその間に国会で成立した法律案も有効に成立したか否かが争われるといふ大問題を引き起こすことになります。したがって、特に議員立法として選挙法改正を提案する

五二〇

党は、国民の権利を守る問題について、これからはどのような態度をおとりになるのでありますか。無所属と立候補の形式もまたそれに当たると思います。しかし、発議者が主張する政党本位の選挙、すなわち選挙権及び立候補の自由は基本的人権と考えているのかないのか、明確にお答えをいただきたいと思います。

さて、発議者は、情勢の変化としては、今日、政党が国民の政治意識に着実に定着してきていることを挙げ、また憲法違反の批判に対しては、政党が、わが国の議会制民主主義のもとで国民の政治意思を反映させるための媒介として重要な不可欠の機能を果たしていることを強調されています。その社会党が、今回はどうして国民党でありましたか。憲法公布以来三十余年、国民党を取り巻いていた状況は日々に変化しております。したがって、その結果として、有権者が自由に候補者を選ぶ権利や無所属で立候補する権利を有権者から取り上げてもやむを得ないと主張しておられるようになります。

昭和五十五年の参議院全国区選挙の場合、諸派、無所属は四名の議員を当選させ、得票割合は全体の一七・三%に達しました。また、昭和四年的新聞世論調査によると、支持政党なしと答えた者が全体の二〇・七%、しかもこの数字は年ごとに増加しているのであります。一体この数字は何を物語るのでありますか。有権者の一七・三%の人は諸派、無所属に投票することに由つていかなる政治意思を表明したのでありますか。端的に言えば、既成政党に対する猛烈な批判票だということではありますまい。そして、この批判に対する胸に手を当てて考えるのが正しい対応なのか、拘束名簿式比例代表制で全部そき落としてしまったのが正しいのか、発議者の見解を伺いたいと思ひます。

次に、望ましい選挙法改正のあり方について、特に憲法違反とのかかわりについて発議者の御見解を伺いたいと思います。

すべての法律案がそうではありますが、特に選挙法の場合、憲法違反の疑いは極力回避して立法するのが当然の配慮だとと思います。もし仮に憲法違反の疑いのある選挙法改正案が成立し、施行された場合、政府はこれを合憲のものと推定して誠実に執行するほかに道はありません。したがって、合憲か違憲かは最高裁の判断にまつはかではありませんが、もし違憲と判断した場合は憲法九十八条により法律は自動的に無効となり、その間に実施された選挙も無効、またその間に国会で成立した法律案も有効に成立したか否かが争われるといふ大問題を引き起こすことになります。したがって、特に議員立法として選挙法改正を提案する

場合には、國權の最高機關らしく、慎重な検討とあわせて憲法違反の疑いは極力回避する配慮が必要だと思うのですが、いかがでしょうか。また、憲法違反の問題を真剣に考えた場合、選挙法の改正として優先すべきものは定数是正ではありますか。

発議者は、拘束名簿式比例代表制、すなわち政党本位の選挙の重要性を強調しておられます。率直に言つて政党は日本の風土の中で政党本位の選挙にたえるほど成熟をしているとお考へでしよう。議員中心の政党を脱却して国民に根をおろした政党に發展しているというのなら、あるいは政党本位の選挙にたえられるかもしません。世論調査によれば、選挙の際、政党を基準として選ぶ人が三三・三%であるのに対し、人を基準として候補者を選ぶのは実に四七・六%であります。また、政党の本来の支持基盤は市町村だと思いますが、市会議員の約五〇%が無所属、町村議會議員の九〇%が無所属議員、市長、町村長を見てもその約九割が無所属であります。こうした実態のどこに政党本位の選挙を担い得る政党の姿がありますか。

私も政党に属している議員であります。その立場から見ると、御提案の拘束名簿式比例代表制は、既成政党にとってまことに都合のいい制度であることは間違ひありません。政党自身が努力をしなくとも、有権者は政党を通してしか自分の政治意思を表現できないのであります。端的に言えば、既成政党同士が不況カルテルを結んだようなものであります。そして、何よりも樂をするのが名簿登載議員であることはいまさら申し上げるまでもありません。

しかし、選挙とは一体議員にとって何なのでありますか。選挙は洗礼だとよく言われます。表現のよしさは別にして、選挙をする前と、した後では人間の生き方が変わってくるという意味では確かに洗礼なのかもしません。鈴木東京都知事は選挙が終わったとき、「これは今まで私

が知らなかつた世界だ。この得がたい感動が経験できただけでもありがたい」と記者團に語つておられました。もちろん当落が判明する前のことです。

私は自身のささやかな経験からしても、最初にたずきを身につけたときの緊張感、町を行き過ぎる人の顔、握手のぬくもり、支援者との深い共感と感謝、疲れ切つたときにもう花束のありがたさ、それまでの高慢な鼻がへし折られて、有権者に対するとめどもなく謙虚になっていくあの選挙運動の経験は、私にとって得がたい人生修業でありました。私がもし仮に議員として多少の役に立つことがあるとしたら、その原因は選挙の体験であり、数え切れない人たちが私に与えてくれた教訓のたまものだと思っております。したがつて私は、選挙経験のない議員が存在することになるというのが信じられないのです。この点、

発議者は選挙についてどのような体験をお持ちですか。今回御提案の中で若干選挙めいたものを御追加になりましたが、政党選挙の枠の中でのうでのでは本来の選挙とは似て非なるものがあります。

さらに、現実の日本の政治風土を考えた場合、拘束名簿式比例代表制、すなわち、有権者にとってはだれに投票したのかわからない、議員にとってはだれから支持されたのかわからない。その間をつなぐものは、ドント方式であれ、修正サン・ラグ方式であれ、要するに計算機の御厄介になるというやり方が、本当に国民の支持を受け、定着していくとお考へであります。日本人は理よ

りも情が勝つた国民であります。肌の触れ合いを最も大切にする民族であります。しかし、今回改正による名簿登載議員は選挙民と触れ合う機会を失つた議員であります。一体だれのために働くことになるのでありますか。だれと共に力を分かち合いながら仕事をしていくのでありますか。

現在の全国区について、金がかかり過ぎる、す

なわち錢醜区である、あるいは肉体を酷使し過ぎる、すなわち残酷区であるとよく言われます。しかし、本当に一般的傾向としてそうであるかどうかは、それは一度も検証されたことがないのです。発議者はどうお考えですか。全国

区候補も地方区候補も一日二十四時間であります。比べてみれば、地方区の方が大変だという声さえよく聞きます。また費用の方も、組織選挙を中心がけている限り、全国区は地方区あるいは衆議院の選挙に比べて同じ程度の費用しかかっていません。しかし、それは全国区と心がけている限り、それは幾らあっても足りないというのが正直なところではあります。まいか。手弁当選挙をやらずに、金つき、弁当つきで選挙をしようとしたら、それは幾らあっても足りるものではありません。しかし、それは全国区といふ選挙制度のせいではなくて、そうした選挙のやり方に問題があるのであります。したがつて私は、その陰に党利党略がないということはありません。とすれば、発議者はこの案がどの点で社会党に有利だと考へておられますか。

最後に三点伺います。

どの政党であれ、選挙法改正を提出する限り、その陰に党利党略がないことはありません。とすれば、発議者はこの案がどの点で社会党に有利だと考へておられますか。

仮に完全な政党選挙に移行するのが目標であるとしたら、理の当然として、衆議院を現状の個人本位の選挙のままはうつておいていいということにはなりません。本来の政党選挙を妨げていて最ものが現行の中選挙区制であります。では、小選挙区制比例代表制を将来採用する用意がおありかどうか、そうでなければ首尾一貫いたしません。完全な政党選挙に移行するための将来計画をお聞かせいただきたいと思います。

その際、参議院の政党化が進んで参議院の機能は低下しないし、むしろ向上すると言われるなら、そのための将来計画を具体的に伺いたい。

○官之原貞光君登壇、拍手

○官之原貞光君、栗林議員の御質問はきわめて多岐多方面にわたっておりますので、可能な限り集約をしながらお答えをさせていただきたいと思ひます。

まず、わが党を護憲の党として非常に評価されながら、なぜその護憲の党が違憲の疑いがある改正案を出したかとということをございますが、わが党といいたしましては、再三申し上げておりますように、法案の合憲性についてはあらゆる角度から検討し、確信を持って違憲の疑いはないという立場からこの法案を提出しておるということを、この機会に申し上げておきたいと思います。

なお、質問者は、すべて前提をこの法案は違憲であるという立場からのさまざまの御指摘でござりますが、私はまた逆に合憲であるという立場からこの法案を提出しておるということも、この立場からこの法案を提出しておるといふことを、この立場からこの立場からおきたいと思うのです。

なお、質問者は、すべて前提をこの法案は違憲であるという立場からのさまざまの御指摘でござりますが、私はまた逆に合憲であるという立場からこの立場からおきたいと思うのです。

わが党の今後の憲法擁護し、国民の権利を守ることの運動についてどう考えておるのかといふことでも御質問の中にあつたわけでござります。

わが党は結党以来、現行憲法を一貫して守り、これに基づくところの国民の権利とということについて他党に率先をしてまいつたという自負を持っています。それだけに、今後もこの決意はいささかも変わることは私どもはないでござります。

選挙権、被選挙権の問題につきましていろいろあつたわけであります。よく選挙権は基本的な人権かどうかといふ論議が委員会でも行われます。その場合には、やはり基本的人権といふ概念規定から明確にしておきませんといふるな混亂が生ずるのであります。私どもは、人なるがゆえに当然有するところの自然法的、超国家的な人権を基本権と言ふならば、選挙権、被選挙権はそれ

に該当しないと思います。しかしながら、いわゆる人権の中でもきわめて重要な人権であるといふ

立場からの基本的個人権論であるならば、私どもも基本的個人権に該当するものだという理解に立つておるわけであります。

それいたしましても、これらの問題をどのようにして制約し、あるいはどうやっていくかといふものは、憲法のやはり制約の許容の範囲の合理性があるかないか、ことのところが一番の焦点になります。栗林さんと私ども提案者との意見の根本的な違いが御質問の中に各所に出でたのではないだろうかと考えておるわけであります。

私どもいたしましては、国民の政治的意思を国会に反映させる媒介としての政党の役割りはいささかも変わるものではないといふ考え方なので、すべてがそれだとは申し上げませんけれども、きわめて重要な部分がこの政党である、このことは間違いないと考えておるところでござります。

国民の政治意識の多様化あるいは無党派という問題に関連をいたしまして、政党本位の選挙といふのはそれを無視することにならないかといふ御指摘があるわけございますが、私どもは、この無意識層、いわゆる無党派層といふものは、言うならば国民の価値観の多様化という問題と既存の政党に対する不信、不満、この二つが影響し合っているだけに、この根本のものを除去しながら政党政治ということを基本に踏まえてやつていくなれば、決して相対置するものではなくして徐々に解決できるものだという考え方立てるといふことを、この機会に明確に申し上げておきたいと思うのであります。

なおまた、政党選挙は日本の政治風土の中に一定程度しておるのかどうなのか、こういう問題でございますが、私どもは、戦後三十七年の間に過ぎますと、その政党政治が行われてまいりました。それで国民の中に政党の政治というものは定着はしつつあると思うのであります。それが完全に定着しておるとはもちろん考えません。それだ

けた、今後議会制民主主義をさらに発展させていくことを最大重視し、これをさらに発展させることで、これは御指摘のとおりでございます。

ういう立場を踏まえながらこの選挙制度の問題については対応していくといふ基本に立たなければならぬのじやないだらうか、このように考えておられます。

なおまた、選挙民を知らずに当選をするところの議員は一体だれのために働くのか。これは御承知のようだに當選されてきた者は全国民を代表するわけでありますから、国民を代表して国会で活動していただいていることは申し上げるまでもない

ことであります。ただ御指摘のように、拘束名簿式比例代表になると、いわゆる選挙しないで上がってきたところの議員だといふきめつけ方であります。私どもは決してそうとは思わないのですが、私どもは決してそういうことは思わないのです。

そこで、国民党はやはりその個人というふうな問題でございますが、私どもは、参議院の拘束名簿式比例代表制を全国区制にかわるものとして導入したからといって、直ちに衆議院にもその方式を導入すべきだとは毛頭考えておりません。それは、衆議院は衆議院のいろいろ歴史的な経緯がありますから、その経緯の中で、それぞれの立場の中で検討すべきものであつて、これをやつたかはつくるのじやないだらうか、こういう一つのやることは、衆議院だ、とだとういうそういう計画にはもちろん立っていないわけであります。したがいまして、ずっと理論的に發展をさせていきますと、政党選挙になるのだから政党法もおまえたちはつくるのじやないだらうか、こういう一つのやることは、衆議院だ、とだとういうそういう計画にはもちろん立っていないわけであります。したがいまして、ずっと理論的に發展をさせていきますと、政党選挙になるのだから政党法もおまえたちはつくるのじやないだらうか、こういう一つのや

はり議論、疑念も出てくるだらうと思いますが、私どもは、政党法なるものは日本の政治風土あるいは現実の政治実態から見まして、それは検討される課題ではありますよけれども、これを導入するという状況にわが国はない、こういう判断をいたしておるわけござりますだけに、この拘束名簿式比例代表制を全国区制の問題について導入するなどと、したがつて、選挙というふうな問題を考えてみた場合に、政治家と有権者が常に結びつく人間の触れ合いするところをつくるということは、きわめて政治を發展させるためには大事なことでござりますだけに、この点はやはりどうしても私どもはわが党の法案の中の根本として皆さん方に御理解いただかなければならないと思うのであります。

先ほど御自分の選挙体験を通じていろいろあります。私もまた栗林さん同様全国区という立場でいろいろな経験もしたわけござりますが、とりわけいまのところ申し上げますならば、やはり参議院改革の問題にいたしましても、先ほどの御質問がありますように、私どもはやはり参

候補者とそれぞれの有権者との触れ合い、このこ

とが日本の政治に大きく貢献するものであるといふことは、これは御指摘のとおりでございます。

そこにわが党が拘束名簿式比例代表制をとりながらも、選挙運動として、いわゆる名簿登載者もこ

ういう運動をして直接有権者と肌を合わせ、そのものを通じてやはり自分に対する、政党に対する協力、理解を得られることであるというところの選挙運動面を私どもが強く打ち出したゆえんもそこにあるという点を、ぜひとも御理解をいただかなければならぬと思つております。(拍手)

次に、今後の選挙展望あるいは将来計画という問題でござりますが、私どもは、参議院の拘束名簿式比例代表制を全国区制にかわるものとして導入したからといって、直ちに衆議院にもその方式を導入すべきだとは毛頭考えておりません。それ

は、衆議院は衆議院のいろいろ歴史的な経緯がありますから、その経緯の中で、それぞれの立場の中で検討すべきものであつて、これをやつたかはつくるのじやないだらうか、こういう一つのやることは、衆議院だ、とだとういうそういう計画にはもちろん立っていないわけであります。したがいまして、ずっと理論的に發展をさせていきますと、政党選挙になるのだから政党法もおまえたちはつくるのじやないだらうか、こういう一つのや

はり議論、疑念も出てくるだらうと思いますが、私どもは、政党法なるものは日本の政治風土あるいは現実の政治実態から見まして、それは検討される課題ではありますよけれども、これを導入するという状況にわが国はない、こういう判断をいたしておるわけござりますだけに、この拘束名簿式比例代表制を全国区制の問題について導入するなどと、したがつて、選挙というふうな問題を考えてみた場合に、政治家と有権者が常に結びつく人間の触れ合いするところをつくるということは、きわめて政治を發展させるためには大事なことでござりますだけに、この点はやはりどうしても私どもはわが党の法案の中の根本として皆さん方に御理解いただかなければならないと思うのであります。

○國務大臣渡辺美智雄君登壇 拍手

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇 拍手〕

○副議長(秋山長造君) 日程第一 国務大臣の報告に関する件(昭和五十五年度決算の概要について)

大蔵大臣から発言を認められております。発言を許します。渡辺大蔵大臣。

○副議長(秋山長造君) これにて質疑は終了いたしました。

議院をより参議院の第二院としての特性にふさわしい機能を発揮させるためには、全国区制の選挙のあり方について改革を加えるとともに、いま提起されておる参議院の機構改革という問題は積極的に行っていく。これが両輪の輪として実現をしたときに初めて参議院らしい参議院というものが実現できるのだ、こういう考え方立つていると

いう点を御理解いただきまして、答弁を終わらせたいだときたいと思つます。(拍手)

起され得る参議院の機構改革という問題は積極的に行つていく。これが両輪の輪として実現をしたときに初めて参議院らしい参議院というものが実現できるのだ、こういう考え方立つていると

いう点を御理解いただきまして、答弁を終わらせたいだときたいと思つます。(拍手)

昭和五十五年度予算は、昭和五十五年四月四日に成立いたしました。

この予算は、公債発行額をできる限り圧縮してこの予算は、公債発行額をできる限り圧縮して

財政再建の第一歩を踏み出すとともに、国民生活の安定と経済の着実な発展に配意することとして編成されたものであります。

さらに、農業保険費、災害復旧等事業費等について所要の措置を講ずるとともに租税収入の増加等を見込むこととし、補正予算が編成され、昭和五十六年二月十三日その成立を見ました。この補正によりまして、昭和五十五年度一般会計予算是、歳入歳出とも四十三兆六千八百十三億円余となりました。

以下、昭和五十五年度決算につきまして、その

内容を御説明申し上げます。

まず、一般会計におきまして、歳入の決算額は四十四兆四百六億円余、歳出の決算額は四十三兆四千五十億円余でありまして、差し引き六千三百五十六億円余の剩余金を生じました。この剩余金は、財政法第四十一条の規定によりまして、一般会計の昭和五十六年度の歳入に繰り入れ済みであります。

なお、昭和五十五年度における財政法第六条の純剩余金は四百八十四億円余であります。

以上の決算額を予算額と比較いたしましたと、歳入につきましては、予算額四十三兆六千八百十三億円余に比べて三千五百九十三億円余の増加となるのであります。この増加額には、前年度剩余金受け入れが予算額に比べて増加した額六千四百十億円余が含まれておりますので、これを差し引きますと、昭和五十五年度の歳入の純減少額は二千八百十七億円余となるのであります。その内訳は、租税及び印紙収入、公債金等における減少額三千九百四十五億円余となつております。

一方、歳出につきましては、予算額四十三兆六千八百十三億円余に昭和五十四年度からの繰越額六千三百四十二億円余、雑収入等における増加額九百四十五億円余となつております。

次に、予算費であります、昭和五十五年度一般会計における予算費の予算額は三千五百億円であります。その使用額は二千五百二十億円余であります。また、これらの決算の内容につきましては、特別会計歳入歳出決算によつて御了承願いた

いと存じます。

次に、昭和五十五年度における国税収納金整理の受け入れ及び支払いがありますが、同資金への収納済み額は二十七兆七千二百四億円余であります。この資金から的一般会計等の歳入への組み入れ額等は二十七兆六千八百二十億円余でありますので、差し引き三百八十四億円余が昭和五十五年度末の資金残額となります。これは、主として国税に係る還付金として支払い決定済みのもので、年度内に支払いを終わらなかつたものであります。

次に、昭和五十五年度政府関係機関の決算の内容につきましては、それぞれの決算書によつて御了承願いたと存じます。

以上が、昭和五十五年度の一般会計歳入歳出決算特別会計歳入歳出決算、国税収納金整理資金受払計算書及び政府関係機関決算書の概要であります。何とぞ御審議のほどお願い申し上げます。

(拍手)

○副議長(秋山長造君) ただいまの報告に対し、質疑の通告がござります。順次発言を許します。

目黒今朝次郎君。

[目黒今朝次郎君登壇、拍手]

○目黒今朝次郎君 私は、日本社会党を代表して、たいま議題となりました昭和五十五年度決算について、鈴木総理初め関係大臣に質問いたします。

第一に、政府の経済運営について質問します。五十五年度当時の政府の経済見通しによれば、当該年度の経済運営の二大目標は物価の安定と景気の回復となつておきました。五十五年度の政府経済運営はこの公約どおり実行されたであります。しかし、実績は公約とは全然逆の結果となつております。すなわち、消費者物価は当初見通しの六・三%が実績は七・八%、卸売物価は当初見通しの九・三%が実績は一三・三%であります。また、

これら両物価は前年度実績以下の上昇率に抑制す

るという政府見通しでしたが、いずれも前年度を大きく上回つて異常な物価高を招き、日本経済のインフレ体質を強め、国民大衆の生活を破壊したのであります。

次に、景気の回復につきましては、当初見通しの実質成長率四・八%は辛うじて達成したものの、その中身は国内経済の停滞を貿易で稼ぎます。

第二次石油ショックのホームメード・インフレ防止の政策目標は適切な当を得たものであります。たが、国内景気に大きなかけり現象が生じたのに、これを無視して、公共事業費の伸び率は前年一度まで数年続いた二〇%台から一・七%と異常抑

制の予算を編成した上、その執行を手控えぎみに行つたほか、景気との関連が大きい金利政策も、年次当初九%の高率公定歩合は年度中に二回の引き下げが行われたものの、そのいずれもがタイミングを失し、景気を悪化させたことは明らかであります。こうした政府の政策運営のまづさが、今

日、日本経済の潜在成長力をそぐことになり、国際摩擦、内需不振、財政窮屈の三苦境に追い込まれてしまつたと判断されるのであります。

おあります。経済は先行き不透明、国民生活は先行き不安という今日の状態の根源は、誤った五十五年度の財政経済運営にあつたと考えられます。こそぞとされるのか、総理並びに大蔵大臣の見解を求めるように、国民大衆の生活は大変苦しくなつて

五十五年度の財政運営の最大目標は公債依存体

質からの脱却であり、そのため当初予算で一兆円の国債発行減額を行つたことはそれなりに評価できますが、総理並びに大蔵大臣の見解を求めて、國債発行減額政策も実行の点では前年度を下回つております。すなわち、決算段階の国債発行済み額は、五十四年度十三兆四千七百二十億円、五十五年度十四兆一千七百二十億円と、国債発行減額政策を打ち出した五十五年度の方が逆に多くて穴埋めするといったもので、これまた政府の国民への公約とは大きくかけ離れたものであります。

そこで、五十五年度の財政運営の最大目標は公債依存体質からの脱却であり、そのため当初予算で一兆円の国債発行減額を行つたことはそれなりに評価できます。このように国債依存体質からの脱却の政府の努力は、なお不十分と言わざるを得ません。

その上、五十六年度を見ますと、当初予算で二兆円の国債発行減額を大々的に宣伝し、財政再建の切り札と言つていたのに、補正予算で六千三百億円の国債増発に追いつめられ、補正後

の税収見積もりに三兆三千億円に近い大穴があくことになります。五十六年度の国債発行減額政策は水泡に帰し、国債減額の政策はまさに破綻して

おります。

五十五年度以来の国債発行減額政策が行き詰まりの状態にある原因は何か。また、鈴木内閣の最大の公約である「五十九年度までに特例公債脱却」の方針は実行不可能というのが世論であり、現実はこのことを余すところなく証明していると思われますが、総理大臣並びに大蔵大臣の見解を求める

第三に、租税収入の過大見積もりの責任について質問いたしました。

五十五年度の経済運営の失敗は、政府自身が見込んだ租税収入が六年ぶりに一千七百六十三億円も不足するという失政を巻き起しました。五十五年度の税収不足は、五十五年度補正で経済動向を全く無視して七千三百四十億円の税収増加を見込んだ結果生じたもので、租税収入過大見積もりの鈴木内閣の責任は免れません。

五十五年度の税収不足は、税外収入などをかき集めることで決算のつじつま合わせが行われておりますが、鈴木内閣の税収過大見積もりの悪癖は、五十六年度予算で全く抜き差しならない事態を招いております。五十六年度には、先ほど述べたとおり三兆三千億を超す税収不足を生ずると大蔵省自身も苦しい告白を行つており、これは五十六年度租税收入予算のほぼ一割にもなることから見て、財政的に大問題であることは論をまちません。財政再建途上の大失態であり、財政運営の無能ぶりをさらけ出したもので、鈴木内閣の政治責任はきわめて重大であります。総理の答弁を求めます。

さらに、五十五年、五十六年度に税収の過大見積もりをした原因を説明願うと同時に、適正な税収見積もりの確立にどのような工夫と努力をされたのか、大蔵大臣の答弁を求めます。

次に、五十六年度の巨額の税収不足に対する方針を示していただきたいと思ひます。政府の借り入れが取りざたされておりますが、政府の資金制度が五十二年度に設けられた経緯及び法文上からは、こうした税収不足の補てん策として決算調整資金が使われることは私どもよく承知いたしております。しかし、決算調整資金法制定当時の国会の論議を通じて、財政当局は、この資金使用の前提条件として二つのことを示し、みずから手を縛っていることはお忘れでないと思ひます。その一つは、年度末の三月ぎりぎりまで補正予算を編成して国会に提出して、予算面で赤字決算をしなければならない事態を回避するよう最大の努力をすること、二つ目は、決算調整資金使用の際の税収不足は、当然に「年度終了後の出納整理期間中に生じた予知せざる事態に伴う真にやむを得ないものである」とことなつております。

五十六年度のこの巨額な税収不足は、五十五年度の税収に穴があいたことにかんがみ、年度当初指摘されており、これらは先般大問題となつた公共事業を食い物にする談合入札の温床とも深いかわり合いがあり、政官財の癡着による血税のつらぬ食いで、この根絶は緊急の課題であります。

から歳入欠陥の危険が指摘され続けており、特に補正予算審議の際、社会党及び各野党こそぞて税収見積もりの甘さに警告を發していたのに、渡辺大蔵大臣初め財政当局は言を左右にして税収見積もりは適正である旨の強弁を続けたのであります。補正予算によって收支均衡を図り、赤字決算回避の当然の任務を怠つて三兆三千億を超える税収不足を生じた五十六年度の場合は、決算調整資金制度を利用できる前提条件を欠いた欠陥予算執行と言わざるを得ません。そのため決算調整資金を使うことが許されるかどうか、大臣の見解を聞きたいと思います。また、国会軽視と財政民主主義を無視した鈴木内閣の政治責任はまことに重大と言わなければなりません。これらを含めて総理並びに大蔵大臣の所見を求めます。

第四に、決算の不正不当事項について質問します。

五十五年度決算検査報告を見ますと、会計検査院から指摘された事項及び批難金額が後を絶たないばかりか、依然として高水準にあり、悪質化して、国民の血税を預かる政府の予算執行にまづ監督を促したいのであります。

五十五年度決算の会計検査院指摘事項の数は二

百三件、金額で五千三百億円、さらに事業の効果が上がっていないと指摘された特記事項五件を加えれば、国民の血税のむだ遣いは一兆八千六十四億円にもなるのです。この額は、今日臨調などで政治問題化されておる国鉄の五十五年度の決算赤字一兆五百七十二億円を大幅に上回つておるだけであります。この検査院の検査実施率はわずか八%であります。そうした中で、公共事業に関連した過大積算、手抜き工事等の不正経理が数多く指摘されており、これらは先般大問題となつた公共事業を食い物にする談合入札の温床とも深いかわり合いがあり、政官財の癡着による血税のつらぬ食いで、この根絶は緊急の課題であります。

今日、政府はこうした検査院の数多くの指摘をどう受けとめているのか。また、指摘事項の再発防止にどのような対策をとつておられるのか。また、例年類似の不正不当事項の指摘があるところから見ると、見つかったのは運が悪かつたという考え方もあります。

大蔵大臣初め財政当局は言を左右にして税収見積もりの甘さに警告を發していたのに、渡辺大蔵大臣はみずから辞任してその責任を追及と、伊藤長官はみずから辞任してその責任を明確にすることを要求し、総理及び長官に見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(鈴木善幸君登壇 拍手)

まず、昭和五十五年度のわが国経済についてであります。第二次石油危機がもたらしたインフレ圧力とデフレ圧力によりまして、物価が上昇する反面、景気にかけりが生じ、内需の拡大テンポは緩やかなものとなりました。しかし、機動的な政策運営の実施によりまして、諸外国に比べ第二次石油危機の影響を軽微なものにとどめ得ましたことは御承知のこととおりでございます。

最後に、伊藤防衛長官の国民説教の発言問題について質問いたします。

長官は、五月六日、財界主催の防衛懇談会の席上、「日本国民は平和になれ過ぎて、国家に求められるものは、ゆすり、たかり、おねだりだ」と非難された上、「国民の連帯感は福祉や生活向上ではなく防衛だ」と主張されたそうですが、国民を暴力団まがいの扱いをなさったことはまことに遺憾であります。主権在民の民主主義の政治原理を認めず、憲法の基本原理を否定するもので、断じて許されるものではありません。

長官は、私の郷土、生まれ故郷の宮城県から七回も当選されておりますが、あなたは「ゆすり、たかり、おねだり」の代表者であることをみずから認めるのですか。政治家はみずから言論、行動に責任を負うのは当然であります。天に向かってつばする行為であります。せつかくの御指摘でありますから、「国民のゆすり、たかり」の事実を具体的に本会議で明示されることを要請いたします。

國民を誹謗中傷することは民主主義の破壊者であると同時に、防衛庁が常日ごろ唱えておる「國民とともにある自衛隊」「國民に愛される自衛隊」という方針を長官みずからがほんだしたものであり、行政庁の長たる素質にも欠けるものと言わざるを得ません。また、こうした不見識きわまりない

方を防衛庁長官に任命した鈴木総理も同罪の罪を免れることはできないと存じます。総理の政治責任の追及と、伊藤長官はみずから辞任してその責任を明確にすることを要求し、総理及び長官に見解を求めて、私の質問を終わります。(拍手)

○國務大臣(鈴木善幸君登壇 拍手)

まず、昭和五十五年度のわが国経済についてであります。第二次石油危機がもたらしたインフレ圧力とデフレ圧力によりまして、物価が上昇する反面、景気にかけりが生じ、内需の拡大テンポは緩やかなものとなりました。しかし、機動的な政策運営の実施によりまして、諸外国に比べ第二次石油危機の影響を軽微なものにとどめ得ましたことは御承知のこととおりでございます。

最近におけるわが国経済は、物価が安定した動きを示す一方、景気の回復は依然緩やかなものとなつており、このため政府は思い切った公共事業等の前倒しを行うとともに、金融政策の機動的な運営、住宅建設の促進などを行うことといたしております。今後につきましても、適切かつ機動的な経済運営を通じ、国内民間需要を中心とした景気の維持拡大に努めてまいりたいと考えております。

次に、五十五年度以来の国債減額についてお尋ねがありました。御高承のとおり、五十五年度当初予算で一兆円、五十六年度当初予算で二兆円、五十七年度当初予算で一兆八千三百億円の国債減額を行いました。このため、一般会計の歳出から国債費と地方交付税を除いたいわゆる一般歳出で見て、五十三年度が一九・二%、五十四年度が一三・九%といった伸び率であります。この結果、五十五年度は五・一%、五十六年度は四・三%、五十七年度は実に一・八%と厳しく抑制しております。このような努力にもかかわらず、第二次石油危機による世界的な景気後退の影響により、税収が見込みどおりに確保できないと

の歳出抑制、公債減額の努力の手を休めることなく、五十九年度に特例公債依存体質を脱却するという政府の基本方針に沿って最大限の努力を続けてまいります。

税収欠陥の問題でありますが、五十六年度の税収不足が予想外に大きなものとなりそうな情勢となつてはいることはまことに残念であります。現在お法人税の三月期決算の申告が残されており、具体的な減収幅が固まつております。一方、税外収入とか歳出の不用とかの額も次第に固まってまいりましようから、歳入歳出を通して全体の決算見込みを踏まえ、現行制度の中で適切に事後処理をしてまいりたいと存じます。

次に、決算の不正不当事項の再発防止についてのお尋ねですが、毎年度会計検査院の指摘を受けているということはまことに遺憾であります。今後とも、このような指摘を受けることのないよう各省各府において從来以上に指導を徹底し、また、研修などにより國及び地方公共団体を通じる関係職員の資質の向上を図るよう努力してまいりたいと存じます。

最後に、先日の伊藤防衛庁長官の発言問題についてであります。その表現の一部に不適切な点があり、論議を呼んだことはまことに遺憾であります。長官の発言は、國民の防衛意識の高揚等を強く訴えようとしたものであります。國の防衛を預かる責任者としての熱意からとはいえ、真意が伝わらなかつたことは好ましいことではなく、私も国会等に対して発言の真意を誠意をもつて説明するよう指示し、あわせて不適切な表現があつたことについても注意をいたしました。伊藤長官も深く反省し、遺憾の意をあらわしており、私も今後再びこのようなことのないよう注意を促し、これまでどおりわが國の防衛の責任者としての職責を全うしてもらいたいと考えております。

残余の点につきましては所管大臣から答弁をいたさせます。(拍手)

〔國務大臣河本敏夫君登壇、拍手〕

○國務大臣(河本敏夫君) 五十五年度経済につきましては、当時は成長率につきましてまだ旧指標を用いておりましたが、政府の目標四・八%成長に対しまして実質は五%成長が達成できております。ただし、御指摘のように、この成長の内容が外需中心でございまして、内需がきわめて弱かつた、こういう点は御指摘のとおりでございます。また物価につきましては、六・四%という目標に対しまして七・八%と目標をオーバーしております。しかしながら、幸いに最近は物価は安定の方向に行つておりますので、内需中心の景気回復を図るべく、政府の方ではただいま公共事業並びに公的住宅の技術的可能な限りの最大限の前倒しを進めておりますところでござります。

最近のOECDあるいはIMF等の経済見通しを見ますと、一九八二年度、昭和五十七年は第二次石油危機の厳しい影響が最も深刻に出ておりますので、ほぼゼロ成長に近い先進工業国の中でもございますが、後半からだんだんと回復の方向に行きまして、来年は三%弱の成長になる、こういう見通しが最近発表されておりますが、そういうことを背景にいたしまして、わが国の経済を軌道に乗せるべく政府の方ではただいま全力を挙げておるところでございます。(拍手)

〔國務大臣渡辺美智雄君登壇、拍手〕

○國務大臣(渡辺美智雄君) お答えいたします。

まず、国債発行減額の問題について、なかなか私も国会等に対して発言の真意を誠意をもつて説明するよう指示し、あわせて不適切な表現があつたことについても注意をいたしました。伊藤長官も深く反省し、遺憾の意をあらわしており、私も今後再びこのようなことのないよう注意を促し、これまでどおりわが國の防衛の責任者としての職責を全うしてもらいたいと考えております。

五十九年度までに脱却ができないのじやないかといふ世論があるが、政府の見解はどうかといふこと

ことでございます。いろいろな見方がござりますが、われわれいたしましては、予定どおり脱却すると。ともかく臨調答申等もあって、要するに減額をもつとやれというような世論が強まります。たゞ、昭和五十年のようだ、たとえば当初予算を組むときに御売物価は七・九上がるだらうと思つたときには、逆に二〇・七%も過大見積もりになつた。結局税収不足、二〇%の食い違い。それが、幸いに赤字国債は発行しませんという目標はこれを掲げて、最大限の努力をしていくという考え方でございます。

そこで、五十五年、六年の税収の過大見積もりというのはどういうところに原因があつたのかと、五十五年度の税収については、三月期の決算はござります。耐久消費財の需要の落ち込みというようなこと等もございまして、補正後予算額に對して、五十五年度でも一千七百六十三億円の減収になつたことは事実でございます。また、五十六年度の問題も、輸出の予想外の鈍化、企業の活動の伸び悩み、円安、物価安定、いろいろな原因が考えられるわけでございます。

税収の見通しといふものは経済見通しと同じく、どこの国でもなかなかそうぴしきつとは實際当たらない。経済見通しも、日本ばかりでなくIMFでもやつておりますし、OECDでもやっておりますし、それぞの国でもやっておりますが、現実にはびやつと当たらないといふのが、なかなか努力をして思うようないつていなが、これは実然ながら現実の姿でござります。ただ、傾向的に申しますと、思ったよりも物価が非常に急上昇したというようなときには、特に卸売物価が急上昇してきた、予算を組むときにたとえば二%ぐらいしか年度間で卸売物価は上がらないのじやないかと思つたら二二%も上がつた、こ

ういうような昭和四十八年というようなときには、当初予算に対しても二〇%も要するに過大見積もり、つまり税金の取り過ぎという問題が起きました。たゞ、昭和五十年のようだ、たとえば当初予算を組むときに御売物価は七・九上がるだらうと思つたときには、逆に二〇・七%も過大見積もりになつた。結局税収不足、二〇%の食い違い。そんなことが大きいのではあるわけでございます。庶民生活にとつては非常にありがたいことだ。ありがたいくれども、税金の延納率の低下と、三月期の決算はござります。耐久消費財の需要の落ち込みというようなこと等もございまして、補正後予算額に對して、五十五年度でも一千七百六十三億円の減収になつたことは事実でございます。また、五十六年度の問題も、輸出の予想外の鈍化、企業の活動の伸び悩み、円安、物価安定、いろいろな原因が考えられるわけでございます。

税収の見通しといふものは経済見通しと同じく、どこの国でもなかなかそうぴしきつとは實際当たらない。経済見通しも、日本ばかりでなくIMFでもやつておりますし、OECDでもやっておりますし、それぞの国でもやっておりましたが、現実にはびやつと当たらないといふのが、なかなか努力をして思うようないつていなが、これは実然ながら現実の姿でござります。ただ、傾向的に申しますと、思ったよりも物価が非常に急上昇したというようなときには、特に卸売物価が急上昇してきた、予算を組むときにたとえば二%ぐらいしか年度間で卸売物価は上がらないのじやないかと思つたら二二%も上がつた、こ

うしてもあって、それだけに一層むずかしいことも事実でございますが、何かうまいやり方がないものかと思って、今後もさらに一層工夫をこらしてまいりたい、そう考えております。

五十六年度の税収不足の穴埋め策として決算調整資金、それから国債整理基金からの借り入れが取りざたされているがどうなのかということとございますが、ともかく五十六年度のもの、物価が安定するということは一つの心配事項はあるけれども、現実にはこれは比較的に五十六年の十二月、一月というよろなときは法人税の収納状況が、大法人が十二月収納、九月決算なんか二〇多伸びたわけですから、これはいいなと思っておったところが、非常にむらがあるて二月以降ぐんと下がってきたというよろなことで、それが四月の初めにならなければ統計が出てこない。そういうよろな点から、結局非常に予見しがたい、実際正確に幾ら足りなくなるということが予見したい。

(号外)

そういうよろなとの関係上、制度上からも、まあそういうこともあるだらうということで国会においてちゃんと法律をつくつておいてくださつて、そういう場合には決算調整資金から借り入れをしなさい、国債整理基金がある場合はそこから自動的に埋めてもよろしい、しかし一年たつたら返すんだよというよろな規則になつておることは事実でございますから、もし決算をやつた結果、ともかく支払いがつかないといふよろなことは困るわけでござりますので、そういうよろな法律上で決められた制度はそれは活用してまいりたいと考えております。

それから財政再建の折に相變わらず多くの不当事項が会計検査院から指摘されておる、けしからぬ話である、私もそう思います。まことに遺憾でござります。したがつて、国民とともにある財政事情でもござりますから、そういうよろに指摘されたことは二回も三回も繰り返さないよう、各省庁に対しても一層、大蔵省といつしましても

予算の配賦の都度やかましくこれから言つていきたいと考えております。また会計事務職員の研修、地方決算研修、あるいはいろいろな会議等を通しまして、直接そういう金錢、物品等を取り扱う職員の綱紀処正、あるいはむだにならないよう

に、意識の高揚というものを高めてまいりたいと考えます。

また、不正経理、談合入札の温床というよろなものがいろいろ言われておつて、これも国会でいろいろ実際の実例等も挙げられて御指摘を受けておるわけであつて、まことに遺憾にたえない次第でござります。これらの公共事業の入札の適正化という問題につきましては、建設大臣より中央建設業審議会に調査審議をいま依頼中だということをございますから、一緒になりまして、会計法令に従つた契約事務が適正に執行できるよう今後努力してまいりたいと考える次第でござります。

以上でござります。(拍手)

〔國務大臣伊藤宗一郎君登壇 拍手〕

○國務大臣(伊藤宗一郎君) お答えいたします。

私は、御指摘の防衛懇話会の講演では、戦後三十年余年にわたり平和を享受してまいりましたわが国において、平和は努力して得られるものであるとの意識がややもすると見失われつゝある現状にかんがみ、このような意識を向上することの重要性を述べたものであります。しかしながら、表現の一部に適切を欠くところがあつた点については取り消し、必ずしも十分に真意を伝えることともなるべく改めさせていただきます。

私の申し上げたかったことはただいま申し述べたとおりでございまして、国民を直接説教したり中傷したりする気持ちなどは毛頭あり得ないことに、遺憾に思う次第であります。

ならなかつたことについて深く反省するとともに、遺憾に思う次第であります。

私は、この五十五年度の決算を見るとき、今日のわが国を取り巻く世界の諸情勢、なんなく逼迫した財政事情を思ひ合わせ、國家財政、国民経済の前途に危惧すべき事態の到来を深く憂うるものでござります。その意味から、当面した財政経済問題について数点お尋ねいたします。

五十六年度では、法人税などで一兆四千億円の大増税をし、補正予算では赤字国債を増発し、税収見積もりを下方修正したにもかかわらず、税収不足は現時点で三兆二千億円を超えるような巨額

発言の真意を誠意をもつて御説明することによつて防衛意識の向上に努めることが、わが国の防衛費を預かる責任者の務めであると考えております。

(拍手)

○副議長(秋山長造君) 中野鉄造君。

〔中野鉄造君登壇 拍手〕

○中野鉄造君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま議題となりました昭和五十五年度決算について、鈴木総理並びに関係大臣に質問いたします。

まず、昭和五十五年度当初予算では、政府は、特例公債を含む大量の公債に依存した状況から脱却するため、歳出を厳しく見直し、公債発行額を前年度当初比一兆円を減額して財政再建の第一歩を踏み出したのであります。そうして五十五年度の経済成長率は名目九・四%、実質四・八%を見込み、先進各国の中では最も高いものと自負したのであります。ところが、決算では、所得税の伸びが低く、五十五年度の租税収入は補正予算額に對し決算額は二千七百六十三億円も少なく、結果となり、財政再建はスタートでまずつまずいたのであります。こうした実事などをどのように反省されたのか、総理並びに大蔵大臣に御答弁を求めます。

私は、この五十五年度の決算を見ると、今日のわが国を取り巻く世界の諸情勢、なんなく逼迫した財政事情を思ひ合わせ、國家財政、国民経済の前途に危惧すべき事態の到来を深く憂うるものでござります。その意味から、当面した財政経済問題について数点お尋ねいたします。

総理は、五十五年度予算編成についてどのようない方針で臨まれるのか、発想の転換とはどういうことが具体的にお示しいただきたい。また、公約の「増税なし」とは大型間接税の導入なしといふことであつて、企業増税は含まれないのか含まれないのか。企業増税の場合、財界の反対や臨調の「増税なし」財政再建路線はどう調整なされるのか、お伺いいたします。マイナスシーリングとする場合、マイナス幅はまたどの程度にするおつもりなのか。大蔵大臣にもこれらの点についての方針をほどこにするなどの意図は全くございません。表現に適切を欠いた点を反省し、遺憾の意を表明するともに、総理の御注意の趣旨を体し、

次いで、五十八年度予算編成についてお尋ねいたします。

総理は、先般の決算委員会で、五十七年度以上に歳入歳出を徹底的に見直し、思い切った発想の転換をしなければならないと述べられ、また、増税なし財政再建の考えは変わらないことも言明されました。政府は五十八年度は史上初めてのマイナスシーリングで歳出カット先行型の予算編成をする方針と聞いておりますが、五十七年度で厳しい歳出見直しをした後では歳出カットにも限界があります。政府は五十八年度は史上初めてのマイナスシーリングで歳出カット先行型の予算編成をする方針と聞いておりますが、五十七年度で厳しい歳出見直しをした後では歳出カットにも限界があります。したがつて、財政再建の考え方を変わらないことを言明されました。

総理は、五十八年度予算編成についてどのようない方針で臨まれるのか、発想の転換とはどういうことが具体的にお示しいただきたい。また、公約の「増税なし」とは大型間接税の導入なしといふことであつて、企業増税は含まれないのか含まれないのか。企業増税の場合、財界の反対や臨調の「増税なし」財政再建路線はどう調整なされるのか、お伺いいたします。マイナスシーリングとする場合、マイナス幅はまたどの程度にするおつもりなのか。大蔵大臣にもこれらの点についての方針をほどこにするなどの意図は全くございません。表現に適切を欠いた点を反省し、遺憾の意を表明するともに、総理の御注意の趣旨を体し、

公約は不動であるとの決意をたびたび表明されて

おります。本当に五十九年度には赤字国債脱却の具体的な見通しがありますか。これまでのようないことはないと思いますが、総理の所信を改めてお伺いいたします。

次に、グリーンカード制度についてお伺いいたしました。公約を達成したと大手を振って言われるようではあります。

十三日の新聞報道で、自民党税制調査会ではグリーンカード制度全面見直しを決定し、秋には議員立法による所得税法改正案を提出する方針であるようですが、総理は、自民党總裁としてこの事態をどのようにとらえておられるのか。

【副議長退席、議長着席】

最近、グリーンカード制度実施反対の言動が活発化しております。グリーンカードをめぐる問題は、内閣が法案を提出し、国会が議決した法律であり、それがまだ実施もされないうちに、自民党が中心となってこれを廃止しようといった尋常を欠いた事態となっております。

こうした事態は国民から見たら許しがたい問題であり、渡辺大蔵大臣は、所得税率を見直し、高額所得者の負担軽減を図るなどとした代案により事態收拾を図ろうとしているやに報道されております。現在起っているグリーンカード制度実

施に対する反対の意見を要約してみると、反対理由は、制度を廃止するという結論が先にあって、後からつけられた印象を逃ないのであります。

グリーンカード制度を実施すれば、資産所得者、高額所得者等からある程度の反発は政府・自民党においても法案提出の時点で十分予想されたはずです。

政府は、グリーンカード制度導入の目的を再確認すると同時に、当初の予定どおり五十九年一月から実施すべきだと考えます。総理並びに大蔵大臣の御決意をしかと承りたいのであります。

また、自民党内にあるグリーンカード廃止論に

対して、総理は自民党總裁としてどう対処されるのか、お伺いいたします。

す。

ます、中央省庁統廃合についてであります。過去の行政改革を今日振り返ってみますと、このようない各省庁の再編成、統廃合については、官僚組織がそれの繩張りを主張し、猛反対に遭っています。これを見ると、この統廃合は必ずしもやみくもに葬り去られてしまつたのであります。

現に北海道開発庁の国土庁への統廃合につい

ては、すでに公然と反対する現職閣僚もおられる

ようであります。これを実現するためには挙げて

いたずらにやみくもに葬り去られてしまつたのであります。

現に北海道開発庁の国土庁への統廃合につい

ては、すでに公然と反対する現職閣僚もおられる

ようであります。

これを実現するためには挙げて

いたずらにやみくもに葬り去られてしまつたのであります。

現に北海道開発庁の国土庁への統廃合につい</

一・八というように歳出規模は毎年これは小さくしておるわけで、赤字国債が追加発行されたとしても、歳出規模は大きくなつたのぢやなくて、それは予定どおり一定しているわけです。ということは、着々と財政再建はそういう意味では進んでおるといふことがでできるのぢやないか。たとえば五十四年は一・三・九、一般歳出の伸びがあつたわけですが、五十五年は五・一、五十六年は四・三、五十七年は一・八と、こういうことで、三十一年の二・八以来二十年ぶりの一・八といふ小さな歳出規模といふものは小さな政府をつくるというためにやつておるわけであつて、これは実効があがつておるわけであります。

したがいまして、われわれとしては、それには途中で赤字国債を出しては何にもならぬぢやないかといふお話をございますが、最初から借金しますよと、よけいに大きく借金しますと言えば歳出はなかなか切れないので、借金する方は小さくして、財源ありません、財源ありません。したがつてその中に押し込んでやつてみて、結果的には税収が足らなかつたり何かすると、歳出はふえないので、だけれども、税収見積もりが大きかつたというようなことで追加発行することはあります。が、最初から借金をよけいする、よけいにぱり使い込んでしまう。したがつて、借金はきりぎりどうしても足りないときだけ後から多少借りることもあるというのも事実でございます。

それから整理基金の返済は五十八年じゅうにこられは返さなければなりませんが、そういうようなことで五六年の税収が見積もり少ない、それを土台にして経済見通しで考えた五十七年もいよいよもへこむのぢやないかといふような御心配でございます。

そういう御心配は別にないわけではなくて、新聞あるいはその他いろいろ言われておりますが、われわれいたしましては、五十七年度予算といふのはいま始まつばかりでございますし、ともかく五十七年度前半においては公共事業の前

倒しを初め景気対策にも政府は本腰を入れるといふことでやつておるわけだし、また世界経済の見

通しを言つても、これは当たるか当たらないかといふ話もございますが、各国とも五十七年の前半は悪いが、五十七年の後半からはよくなつて、しかし全体としては〇・三ぐらい、OECD諸国で平均では横並びよりもちょっとよくなるという見落ちまない。五十七年の前半は公共事業の前倒しその他をやりながら、後半においては世界景気の上昇の気流に乗つて一緒に経済の維持発展を図つていこうということでござりますので、いまのところはともかくまだ幾ら足らなくなるといふようなことを考えておるわけではありません。

その責任をともかく追及するというお話をございますが、これはもう世界じゅう景気はつながつておりますが、これがもう世界じゅう景気はつながつておりますが、幸い日本は経済成長においても、思つたより少なかつたけれども、先進国の中じゅう非常にいい方とか、失業、倒産があるといつても失業者は二・三%程度で、アメリカの九とかイギリスの一二とかいうのより問題にならない。インフレ率も、先ほど言つたように卸売物価は四・一上がると思つたのが一・四におさまつた。その結果税収不足になつたが、消費者物価も五・五が四%におさまつて、その結果は民生が安定をして、春闊も一〇%要求と言つたのですが、七%あ

るは六・八でも、労働者の方々は非常に見識が高い世界じゅうのことを知つていますから、したがつてストライキもなく春闊も平穏に終わり、世の中が落ちついておるということは、政治が悪い、失政であるというお話をありました、私はこれを土台にして経済見通しで考えた五十七年も決して悪いとは実は思つておらないわけでござります。

それから五十九年度の予算編成の方針といふことでございますが、これについては国会が終わり次第早急に内部で相談をして、どういうふうにこころが、毎日国会でくぎづけなものですから、

まだ相談をしていない。私ども大蔵省の方は法案が上がるわけですから大蔵省関係の法案が片づき次第に、おかげさまできょう明日中には私の方は全部終わるわけですから来週早々からでも早急にこれは方針を決めてまいりたい、さように考えておる次第でござります。

それから最後に、グリーンカードの問題についてお答えを申し上げます。

これは政府は法案を出して国会で御承認をいたしましたが、この方針は、政府は憲法と法律に従う、閣僚は忠実にこれを守るという立場にございますし、私としては宣伝不足、誤解を与えていた点等がかなりござります。ござ

いますが、こういふことは極力ほどいていて、まだ環境整備等について足らない点もなきにしてもあらず、これは私はする必要がある。

五十九年実施ですから、まだ時間があるわけですから、そういう点で皆さんに御心配をおかけしないで、しかも不公正の是正ができて、ともかくもう五千万とか一億とか非課税貯蓄にぶち込んで、ときどき見つけるんですよ。見つけるのですから、残念ながら大蔵大臣としては具体的にだれのないで、だれさんがこうだというようリストを発表できない、したがつて説得力がないわけです、これは守秘義務がありますから。しかし、現実にそれを乱用している人がいることも事実でござりますので、少なくとも非課税貯蓄については一人九百万円という枠だけは守つてもらいたい、それを担保するためにやる制度でござりますから、私はこれはそういうことで心配をかけないように、安心させながら納得をしてもらいたい、そういう努力は引き続き続けないと考えております。

○議長(徳永正利君) これにて質疑は終了いたしました。

外報号

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕
○国務大臣(中曾根康弘君) 国鉄以下三公社の改革について御質問をいたしました。

この三公社の改革は、今次行政改革の中でも最重要の課題であると心得ております。臨時行政調

査会の第四部会におきまして策定中でございますが、十七日を目途に最後の調整に入つております。いま最後の詰めをやつておる重要な段階でございまして、委員会の独自性を尊重したいために、私がここで発言することは差し控えさせていただきたいと思つております。

なお、答申が出来ましたならば、これを検討いたしまして、内閣の基本方針とのおり最大限に尊重して速やかに実行に移す、この態度を貫いてまいりたいと思っております。(拍手)

〔国務大臣小坂徳三郎君登壇 拍手〕
○国務大臣(小坂徳三郎君) お答えを申し上げます。

國鐵の現状は、経営的にもまた財政的にも非常な危機状態であるというふうに考えておりまして、私も過日來、小坂私案を取りまとめていたところですが、この改革につきましては目下臨調で検討が進められております。七月には正式答申がなされると聞いておりますので、臨調の正式答申を持ちまして、これを尊重して、内容を十分検討した上で適切に対処してまいりたいというふうに考えております。(拍手)

○議長(徳永正利君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(徳永正利君) これにて質疑は終了いたしました。

〔国務大臣中曾根康弘君登壇 拍手〕
○議長(徳永正利君) 日程第二 民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第三 船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
以上兩案を一括して議題といたします。
まず、委員長の報告を求めます。法務委員長鈴木一弘君。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案
右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日

法務委員長 鈴木 一弘

参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、就業場所への送達等送達手続の合理化並びに証人調書の作成及び判決書の記載の簡素化等を図ることともに、経済情勢の変動にかんがみ、民事訴訟及び民事調停に係る過料及び罰金の多額を引き上げ、民事訴訟手続等の適正、円滑な進行を図ろうとするものであつて、おおむね妥当な措置と認める。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

最高裁判所は、訴訟が裁判によらないで完結した場合における証人調書等の作成省略の運用に當たつては、調書の速やかな作成を求める法の趣旨にかんがみ、その運用に遺憾なきを期すとともに、当事者の訴訟上の利益を損なうとのないよう配慮すべきである。

最高裁判所は、就業場所への送達をする等その運用に慎重を期すとともに、当事者のプライバシー保護に欠けることのないよう配慮すべきである。

右決議する。

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

右
国会に提出する。

昭和五十七年四月六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案

民事訴訟法の一部改正

民事訴訟法(明治二十三年法律第二)十九号の一部を次のように改正する。

第一百四十四条各号列記以外の部分に次のただし書を加える。

但シ訴訟ガ裁判ニ因ラズシテ完結シタル場合ニ於テハ当事者ガ訴訟ノ完結シタルコトヲ知リタル日ヨリ一週間ヲ経過スル迄ニ其ノ記載ヲ為スベキ旨ノ申出ヲ為シタル場合ヲ除クノ外裁判長ノ許可ヲ得テ証人及監定人ノ陳述並検証ノ結果ノ記載ヲ省略スルコトヲ得

第一百五十四条に次の一項を加える。

前項ノ呼出ハ最初ノ期日ノ呼出ヲ除クノ外同項ニ定ムル方法以外ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル当事者、証人又ハ鑑定人ニ対シノ業務ニ從事スル者」に改める。

第一百六十九条第一項の次に次の一項を加え。

「若ハ第一百七十二条ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハザル場合」を加える。

第一百九十二条第二項中「郵便集配人」を「郵便

ノ業務ニ從事スル者」に改める。

第一百六十九条第一項を加え。

但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百六十九条 第二百七十七条、第二百七十五条第二項及び第三百三十九条第一項中「五千円」を「十万円」に改める。

第三百四十四条第一項第一項中「送達ヲ為スベキ場所ニ於テ之ヲ為スコトヲ得送達ヲ受クベキ者ガ其ノ就業スル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ旨ノ申述ヲ為シタルトキ亦同ジ

第一百七十二条第一項中「送達ヲ為スベキ場所」を「第六十九条第二項ニ定ムル場所以外ノ送

達ヲ為スベキ場所」に改め、同項に後段として次のように加える。

郵便ノ業務ニ從事スル者郵便局ニ於テ書類ヲ交付スベキトキ亦同ジ

第一百七十二条第二項中「前項ニ掲グル者其ノ他」を「送達ヲ受クベキ者又ハ第一項前段ノ規定ニ依リ」に改め、同条第一項の次に次の二項を加える。

第一百六十九条第二項ニ定ムル場所ニ於テ送達ヲ受クベキ者ニ出会ハザル場合ニ於テ同項ノ他人又ハ其ノ法定代理人、事務員若ハ雇人ニシテ事理ヲ弁識スルニ足ルベキ知能ヲ具フル者ガ書類ノ交付ヲ受クルコトヲ拒マザルトキヘ此等ノ者ニ書類ヲ交付スルコトヲ得

第一百七十二条第二項に次の一項を加える。

第二項ノ規定ニ依ル送達アリタルトキハ裁判所書記官其ノ旨ヲ送達ヲ受ケタル者ニ通知スルコトヲ要ス

第一百七十二条中「裁判所書記官」の下に「第一百六十九条第一項ニ定ムル場所ニ宛テ」を加える。

前項ノ呼出ハ最初ノ期日ノ呼出ヲ除クノ外同項ニ定ムル方法以外ノ相当ト認ムル方法ニ依リテ之ヲ為スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ期日ニ出頭セザル当事者、証人又ハ鑑定人ニ対シノ業務ニ從事スル者」に改める。

第一百七十八条第一項中「知レザル場合」の下に「若ハ第一百七十二条ノ規定ニ依リテ送達ヲ為スコト能ハザル場合」を加える。

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

「但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

「但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

「但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

「但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

「但シ証拠ニ関スル事項ニ付テハ訴訟記録中ノ調書ノ記載ヲ引用スルコトヲ得

第一百九十二条第二項に次のただし書を加える。

第百五十四条第二項ノ規定ハ最初ノ期日ノ呼出ニ之ヲ準用ス

第五百十三条第一項を次のように改める。

本編及ビ次編ノ規定ニ從ヒ保証ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為スコトヲ許シタル場合ニ於テ供託ヲ立ツル義務ヲ負ハシメ又ハ保証ヲ立テ若クハ供託ヲ為ス

裁判ヲ為シタル裁判所又ハ執行裁判所ノ所在地ヲ管轄スル地方裁判所ノ管轄区域内ノ供託所ニ之ヲ為スコトヲ要ス

第五百十三条第三項中「第一項」を「前項」に改め、同条第二項を削る。

民事調停法(昭和二十六年法律第二百二十二号)の一部を次のように改める。

第三十四条中「呼出」を「呼出し」と、「三千円」を「五万円」に改める。

第三十五条及び第三十七条中「五千円」を「十

万円」に改める。

第三十八条中「一千万円」を「二十万円」に改め

る。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第一条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部改正)

第三条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和二十二年法律第五十四号)の一部を次のように改正する。

第六十九条の二中「執行官」の下に「とあり、及び「裁判所書記官」を加える。

(特許法の一部改正)

第四条 特許法(昭和三十四年法律第二百二十一号)の一部を次のように改正する。

第一百五十五条中「第百五十四条(呼出)」を「第

百五十四条第一項(呼出し)に、「第三百四十一条」を「第三百四十二条」に改める。

「証據調査」を「証據調べ」と改める。

第三百九十条中「及び第三百六十三条」を「第三百六十三条及び第三百七十二条第四項」に、「裁判所書記」を「裁判所書記官」に改める。

「又は前条において準用する民事訴訟法第三百七十二条の規定により送達をすることができる。」を加える。

(公害紛争処理法の一部改正)

第五条 公害紛争処理法(昭和四十五年法律第八号)の一部を次のように改正する。

第十五条(船舶の所有者等の責任の制限に関する法律)十一条第四項及び第三百七十二条に改める。

右は多数をもつて可決すべきものと議決した。

右は要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日

法務省議員 鈴木 一弘

要領書

一 委員会の決定の理由

本法律案は、海上航行船舶の所有者の責任の制限に関する国際条約の廢棄及び千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約への加入に伴い、責任の制限主体として新たに救助者及び被用者等を追加するとともに、責任限度額の引上げを図る等船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認めるものである。

二 参議院議長 德永 正利殿

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決したた。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十日

衆議院議長 福田 一

参議院議長 德永 正利殿

一

衆議院議長 福田 一

六の二 旅客の損害に関する債権 制限債権のうち海上旅客運送契約により船舶で運送される旅客又は海上物品運送契約により船舶で運送される車両若しくは生動物とともに乗船することを認められた者の生命又は身体が害されることによる損害に基づく当該船舶の船舶所有者等又はその被用者等による損害による損害に基づく当該船舶の船舶所有者等又はその被用者等に対する債権をい。

その被用者等が有する債権を除く。」

五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権(当該船舶所有者等及びその被用者等が有する債権並びにこれらとの契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。)

第三条第二項中「船長等」を「その被用者等」に、

する債権並びにこれらとの契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。)

前項」を「第一項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項の次に次の二項を加える。

二 救助者又はその被用者等は、次に掲げる債権について、この法律で定めるところにより、その責任を制限することができる。

一 救助活動に直接関連して生ずる人の生命若しくは身体が害されることによる損害又は当該救助者に係る救助船舶以外の物の滅失若しくは損傷による損害に基づく債権

二 前号に掲げる債権のほか、救助活動に直接関連して生ずる権利侵害による損害に基づく債権(当該救助者に係る救助船舶の滅失又は損傷による損害に基づく債権及び契約による債務の不履行による損害に基づく債権を除く。)

三 前条第一項に掲げる措置により生ずる損害に基づく債権(当該救助者及びその被用者等が有する債権を除く。)

四 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権(当該救助者及びその被用者等が有する債権並びにこれらとの契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。)

五 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権(当該救助者及びその被用者等が有する債権並びにこれらとの契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。)

六 前条第二項第三号に掲げる措置に関する債権(当該救助者及びその被用者等が有する債権並びにこれらとの契約に基づく報酬及び費用に関する債権を除く。)

七 一単位 国際通貨基金協定第三条第一項に規定する特別引出権による一特別引出権に相当する金額をいう。

八 第二条第七号を次のように改める。

第一項に次の一項を加える。

二 この法律において、「救助活動」には、次に掲げる措置を含み、公務として行う救助活動を除くものとする。

一 沈没し、難破し、乗り揚げ、若しくは放棄された船舶又はその船舶上の物の引揚げ、除去、破壊又は無害化のための措置

二 積荷の除去、破壊又は無害化のための措置

三 前二号に掲げる措置のほか、制限債権を生ずべき損害の防止又は軽減のために執られる措置

四 第二条第三号を次のように改める。

三 被用者等 船舶所有者等又は救助者の被用者その他の者で、その者の行為につき船舶所有者等又は救助者が責めに任すべきものをいう。

四 第二条第三号の次に次の二号を加える。

三の二 救助船舶 救助活動(船舶に対する、又は船舶に関連する救助活動でその船舶上でのみ行うものを除く。)を船舶から行う場合の当該船舶をいう。

四 第二条第四号中「又は船長等」を「若しくは救助者又は被用者等」に改め、同条第五号中「損害に基づく債権」の下に「第六号の二に規定する債権以外のもの」を加え、同条第六号中「人の損害に関する損害に基づく債権」の下に規定する債権を加え、同号の次に次の二号を加える。

号中「船長等で船舶上にあるもの又はその職務が当該船舶の業務に関するもの」を「船舶所有者等の被用者でその職務が船舶の業務に関するもの又は救助者の被用者でその職務が救助活動に関するもの」に改める。

第四条の次に次の二条を加える。

第四条の二 旅客の損害に関する債権についての責任の制限とその他の責任の制限とは、同一の事故に係るものについても、それぞれ別にしなければならない。

第五条中「又は船長等」を「若しくは救助者又は被用者等」に改め、「損害に基づく」を削る。

(第六条から第八条までを次のように改める。)

第六条 船舶所有者等又はその被用者等がする旅客の損害に関する債権についての責任の制限以外の責任の制限は、船舶ごとに、同一の事故から生じたこれらの人に対するすべての人の損害に関する債権及び物の損害に関する債権に及ぶ。

2 救助船舶に係る救助者若しくは当該救助船舶の船舶所有者等又はこれらの被用者等がする責任の制限は、救助船舶ごとに、同一の事故から生じたこれらの人に対するすべての人の損害に関する債権及び物の損害に関する債権に及ぶ。

3 前項の救助者以外の救助者又はその被用者等がする責任の制限は、救助者ごとに、同一の事故から生じたこれらの人に対するすべての人の損害に関する債権及び物の損害に関する債権に及ぶ。

4 前二項の規定が物の損害に関する債権のみについてするものであるときは、その責任の制限は、前二項の規定にかかわらず、人の損害に関する債権に及ばない。

5 船舶所有者等又はその被用者等がする旅客の損害に関する債権についての責任の制限は、船舶ごとに、同一の事故から生じたこれらの人に対するすべての人の損害に関する債権に及ぶ。

5.

(責任の限度額等)

第七条 前条第一項又は第二項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額。ただし、百トンに満たない木船については、一単位の五万六千倍の金額とする。

イ 五百トン以下の船舶であつては、一単位の十六万七千倍の金額

ロ 五百トンを超える船舶であつては、イの

金額に、五百トンを超えて三万トンまでの部

分については一トンにつき一単位の百六十

七倍を、三万トンを超えて七万トンまでの部

分については一トンにつき一単位の百二十

五倍を、七万トンを超える部分については

一トンにつき一単位の八十三倍を乗じて得

た金額を加えた金額

二 その他の場合においては、船舶のトン数に応じて、次に定めるところにより算出した金額

イ 五百トン以下の船舶であつては、一単位

の五十万倍の金額

ロ 五百トンを超える船舶であつては、イの

金額に、五百トンを超えて三千トンまでの部

分については一トンにつき一単位の六百六

十七倍を、三千トンを超えて三万トンまでの部

分については一トンにつき一単位の五百

倍を、三万トンを超えて七万トンまでの部分については一トンにつき一単位の三百七十

五倍を、七万トンを超える部分については

一トンにつき一単位の二百五十倍を乗じて得

た金額を加えた金額

2 前項第二号に規定する場合においては、制限債権の弁済に充てられる金額のうち、その金額

に同項第一号に掲げる金額（百トンに満たない木船については、同号イの金額）の同項第二号

に掲げる金額に対する割合を乗じて得た金額に相当する部分は物の損害に関する債権の弁済に、その余の部分は人の損害に関する債権の弁済に、それぞれ充てられるものとする。

3 前条第三項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

一 責任を制限しようとする債権が物の損害に関する債権のみである場合においては、一単位の三十三万四千倍の金額

二 その他の場合においては、一単位の百十六

万七千倍の金額

4 第二項の規定は、前項第二号に規定する場合について準用する。

5 前条第五項に規定する責任の制限の場合における責任の限度額は、次のとおりとする。

一 第六条第一項若しくは第五項に規定する責任の制限の場合において船舶が船籍を有するとき、又は同条第二項に規定する責任の制限の場合において救助船舶が船籍を有するとき。

二 第六条第一項若しくは第五項に規定する責任の制限の場合において船舶が船籍を有しないとき、又は同条第一項に規定する責任の制限の場合において救助船舶が船籍を有しないとき。

6 制限債権者は、その制限債権の額の割合に応じて弁済を受ける。

(船舶のトン数の算定)

第八条 前条第一項及び第二項の船舶のトン数

は、船舶のトン数の測度に関する法律（昭和五

十五年法律第四十号）第四条第二項の規定の例

により算定した数値にトンを付して表したものとする。

第九条 前条を次のように改める。

(責任制限事件の管轄)

第九条 責任制限事件は、次の各号に掲げる区分

に応じ、それぞれ当該各号に定める裁判所の管轄に専属する。

第十条 船籍の所在地を管轄する地方裁判所

申立人の普通裁判所の所在地、事故発生地、事

故後に当該船舶が最初に到達した地又は制限債

権（旅客の損害に関する債権以外の制限債権）

についての責任制限手続にあつては旅客の損害に

関する債権を、旅客の損害に関する債権につい

ての責任制限手続にあつては旅客の損害に

関する債権以外の制限債権を、物の損害に関する債

権のみについての責任制限手続にあつては人の

損害に関する債権を除く。以下この章において

同じ。に基づき申立人の財産に対して差押え若

しきは仮差押えの執行がされた地を管轄する地方裁判所

三 第六条第三項に規定する責任の制限のと
き。

第十条中「生じた」の下に「他の責任制限事件若
しくは」を加える。
第十七条第一項中「又は船長等」を「若しくは救
助者又は被用者等」と改める。

第十八条中「損害を生じさせた」を削り、「制限
債権の額が責任限度額」を「制限債権(事故発生後
の利息又は不履行による損害賠償若しくは違約金
の請求権を除く。第二十五条第一号において同
じ。)の額が第七条第一項、第三項又は第五項に規
定する責任の限度額(以下「責任限度額」という。)」
に改める。

第十九条第一項中「責任限度額に相当する額の
金額」を「裁判所の定める責任限度額に相当する金
額及びこれに対する事故発生の日から供託の日
(次条第一項の規定により供託委託契約を締結す
る場合にあつては同項の規定による届出の日。)
次項において同じ。)まで年六パーセントの割合に
より算定した金額」に改め、同条第二項を次のよ
うに改める。

2 前項の責任限度額に相当する金額は、供託の
日において公表されている最終の一単位の額に
より算定するものとする。

第十九条第三項中「前一項」を「第一項」に改め
る。
第二十八条第一項第二号を次のように改める。

二 第十九条第一項の規定による決定に基づき
供託された金額又は第二十二条第一項の供託委
託契約に係る一定の金額の総額
第二十八条第一項第四号中「船舶」の下に「、救
助船又は救助者」を加える。

第三十条第一項中「金額の額」を「責任限度額又
は事故発生の日」に、「額の金額」を「責任限度額に
相当する金額及びこれに対する事故発生の日から

申立人の普通裁判籍の所在地、事故発生地又は
若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する

制限債権に基づき申立人の財産に対して差押え
若しくは仮差押えの執行がされた地を管轄する
地方裁判所

供託の日(次項において準用する第二十条第一項
の規定により供託委託契約を締結する場合にあつ
ては、同項の規定による届出の日)まで年六パーセ
ントの割合により算定した金額又は増加すべき

第十九条第一項に規定する年六パーセントの割合
により算定した金額に改め、同条第二項中「第二
十条」を「第十九条第二項及び第二十条」に改め、
同項に後段として次のように加える。

この場合において、第十九条第二項中「供託
の日」とあるのは、「第三十条第一項の供託の
日」と読み替えるものとする。

第九十六条第一項中「海上航行船舶の所有者の
責任の制限に関する国際条約」を「千九百七十六年
の海事債権についての責任の制限に関する条約
(以下「海事債権責任制限条約」という。)」に、「又
は船長等」を「若しくは救助者の財産又は被用者
等」に改める。

第九十七条を次のように改める。

第九十七条 削除

第九十八条中「海上航行船舶の所有者の責任の
責任制限に関する国際条約第六条第二項」を「海事債権
責任制限条約第一條第一項」に、「使用者の行為
について船長等」を「被用者その他の者でその者の行為
につきこれらの者が責めに任すべきものについて
被用者等」と改め、同条に次の一項を加える。

2 この法律は、制限債権につき弁済の責めに任
ずることによつて生ずる損害をてん補する保険
契約の保険者について、被保険者と同様に適用
する。

第三十条第一項中「金額の額」を「責任限度額又
は事故発生の日」に、「額の金額」を「責任限度額に
相当する金額及びこれに対する事故発生の日から

する。

(経過措置)
2 この法律の施行前に発生した事故から生じた
債権については、なお従前の例による。

第五条第二項を削る。

(油濁損害賠償保障法の一部改正)

第三十二条中「責任制限法」を「船舶の所有者
等の責任の制限に関する法律(昭和五十年法律
第九十四号。以下「責任制限法」という。)」に改
め、同条の次に次の二条を加える。

(供託命令)
第三十二条の二 裁判所は、責任制限手続開始
の申立てを相当と認めるときは、申立人に対
して、一月を超えない一定の期間内に、責任
限度額に相当する額の金額を裁判所の指定す
る供託所に供託し、かつ、その旨を届け出る
べきことを命じなければならない。

2 前項の規定による決定があつた後責任制限
手続開始の決定があるまでの間に第二条第八
号の金額が変更されたときは、裁判所は、同
項の規定により供託すべき金額の額を変更し
なければならない。

3 前二項の規定による決定に対しては、即時
抗告をことができる。
第三十条中「第十六条」の下に「、第十九条、
第三十八条中「第十六条」を加え、「又は船長等」を
「若しくは救助者は被用者等」と、「責任制限
法第十九条第二項中「第二条第七号」とあるのは
「油濁損害賠償保障法第二条第八号」と「責任
制限法第十八条中「制限債権(事故発生後の利息
又は不履行による損害賠償若しくは違約金の請
求権を除く。第二十五条第一号において同じ。)
の額が第七条第一項、第三項又は第五項」とある
のは「制限債権の額が油濁損害賠償保障法第
六条」と、責任制限法第二十条第一項及び第二
項中「前条第一項」とあるのは「油濁損害賠償保
障法第三十二条の二第一項」と、責任制限法第
二十二条第五項、第二十五条第三号及び第三十
三条中「第十九条第一項」とあるのは「油濁損害
賠償保障法第三十二条の二第一項」と、責任制
限法第二十八条第一項第四号中「船舶、救助
船又は救助者」とあるのは「船舶」と、責任制
限法第三十条第一項中「第十九条第一項」とあ
るのは「油濁損害賠償保障法第三十二条の二第二
項」と、「責任限度額又は事故発生の日」と
あるのは「金額の額」と、「責任限度額に相当す
る金額及びこれに対する事故発生の日から供託
の日(次項において準用する第二十条第一項の
規定により供託委託契約を締結する場合にあつ
ては、同項の規定による届出の日)」まで年六
パーセントの割合により算定した金額又は増加
すべき第二十条第一項に規定する年六パーセン
トの割合により算定した金額」とあるのは「額の
金額」と、責任制限法第三十条第二項中「第十九
条第二項及び第二十条」とあるのは「第二十条」と
に改める。

(船舶のトン数の測度に関する法律の一部改正)
4 船舶のトン数の測度に関する法律(昭和五
五年法律第四十号)の一部を次のように改正す
る。
附則第二条第二項中「次に掲げる」を「油濁損
害賠償保障法(昭和五十年法律第九十五号)第七
条の」と改め、同項各号を削る。

○鈴木一弘君登壇 拍手
1 この法律は、公布の日から起算して二年を超
える範囲内において政令で定める日から施行
される。

結果を御報告いたします。

まず、民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案は、裁判事務の実情にかんがみ、送達手続の合理化等を行い、民事訴訟手続等の適正円滑な進行を図ろうとするものであって、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、訴訟が裁判によらずに完結した場合においては、当事者が一定期間内にその作成を請求した場合を除き、裁判長の許可を得て証人調書等の作成を省略することができるものとすること。

第二に、簡易裁判所以外の裁判所においても、いわゆる簡易呼び出しの制度を新設するものとすること。第三に、送達を受けるべき者の住居所等が知れないとき、またはその場所において送達をするにつき支障があるときは、送達は、これを受けるべき者の就業場所においてもすることができるものとすること。第四に、判決書の事実摘要欄に証拠に関する事項を記載するには、訴訟記録中の証拠の標目を引用することができるものとすること。

第五に、証人の不出頭に対する制裁としての過料及び罰金等民事訴訟法及び民事調停法中の過料及び罰金の多額をそれぞれ相当地に引き上げるものとすること等であります。

委員会におきましては、裁判事務の現状と今回の法改正の理由、証人調書等の作成が省略される場合の要件と訴訟当事者の利益、就業場所への送達手続の新設の理由とその送達の要件等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して山中委員より反対の意見が表明され、続いて、日本社会党を代表して寺田委員、公明党・国民会議を代表して小平委員より、それ

ぞれ賛成の意見が表明されました。

次いで、採決の結果、本法案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

(昭和五十四年度における資産及び負債の状況)

なお、本法案に対し、寺田委員より、就業場所への送達に当たっては当事者のプライバシー保護に配慮すること等を内容とする各派共同提案に係る附帯議案が提出され、全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

次に、船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一部を改正する法律案は、一千九百七十六年の海事債権についての責任の制限に関する条約への加入に伴い、船舶の所有者等の責任の制限に関して所要の規定を整備しようとするもので、その主な内容は次のとおりであります。

第一に、責任の制限主体として、新たに救助者及び被用者等を追加すること。第二に、船舶の所有者等の責任限度額を引き上げるとともに、その算定の基礎となる船舶のトン数を国際的に統一された基準によって算定すること。第三に、責任限度額の単位は、国際通貨基金の定める特別引き出し権によることとし、従来の金価値による定めを改めること。第四に、制限債権を人の損害に関する債権、物の損害に関する債権及び旅客の損害に関する債権に分けて、責任制限の効力の及ぶ範囲及び責任限度額を定めること等であります。

委員会におきましては、教助者を責任制限主体とした理由、船主責任保険の活用の現状等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録に譲ります。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、本法案は多数をもつて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。(拍手)

○議長(徳永正利君) これより両案を一括して採決いたします。

両案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(徳永正利君) 過半数と認めます。

よつて、両案は可決されました。

○議長(徳永正利君) 日程第四 日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。通信委員長勝又武一君。

経常事業支出

一一千二百九十六億六千四百万円

特別収入

四億三千九百万円

当期事業収支差金(欠損)

一百五億五千七百万円

経常事業収入

十一億八千六百万円

特別支出

四百三十三億四百万円

当期事業収支差金(欠損)

八百三十八億千四百円

資本総額

千四十五億七千七百万円

負債総額

八百三十九億千四百円

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は、全会一致をもつて是認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日
通信委員長 勝又 武一

参議院議長 徳永 正利殿
通信委員長 勝又 武一

審査報告書

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借

対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は、全会一致をもつて是認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日

参議院議長 徳永 正利殿
通信委員長 勝又 武一

要領書

日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借

対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書

右は、全会一致をもつて是認すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十六年三月十六日

内閣総理大臣 鈴木 善幸

書類である。

この決算書類によれば、日本放送協会の昭和

日本放送協会昭和54年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書
55 檢 第 562 号
昭和 55 年 11 月 28 日

内閣総理大臣 鈴木 善幸殿

日本放送協会昭和 54 年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書の検査
を了したのでこれを回付する。

なお、検査の結果記述すべき意見はない。

(文) 種
印 加

1 昭和 54 年度財産目録

財産目録
昭和 55 年 3 月 31 日現在

科 目	内 要		金額	合 計
	摘要	現		
(資産の部)			円	円
流動資産				
現 金 預 金			40,870,339,109	40,870,339,109
			9,766,812,129	9,766,812,129
			51,261,980	51,261,980
受信料未収金			9,747,550,149	9,747,550,149
			1,633,904,946	1,633,904,946
受信料未収金 未収受信料欠 損引当金			△ 8,355,904,946	△ 6,722,000,000
有価証券				23,177,452,275

貯蔵品	前払費用	その他の流動資産	未収金	差入保証金	建物賃借保証金 ほか	有価証券利息は ほか	ファイルム、放送 記念品	長期借入金利息 ほか	3,397,909,024	231,122,980
機械	機械	機械	減価償却引当金	同上減価償却引当金	空中機設備ほか △ 26,635,508,873	△ 57,566,110,805	30,870,601,932	143,964,811,676	142,756,138,934	53,345,648,256
器具什器	器具什器	器具什器	減価償却引当金	放送設備ほか	△ 158,512,057,755	△ 119,510,452,700	39,061,605,055	△ 165,261,241	343,766,379	1,055,261,241
土地			減価償却引当金	音像器、事務用什 器ほか	同上減価償却引当金	△ 711,494,862	演劇所・放送所 ほか	△ 711,494,862	18,584,376,426	18,584,376,426

建設仮勘定 無形固定資産 資産	未完成施設 施設利用権ほか 通信・放送衛星 機構に対する 機構貸	2 昭和64年度貸借対照表	
		(科 目)	(金額)
特 定 資 産	放送債券償還積立資産	3,356,000,000	1,068,722,742
延 勘 定	長期前払費用	140,000,000	140,000,000
放送債券発行差金	放送債券償還積立金	190,426,308	3,356,000,000
資 産 合 計 (負債の部)	演奏所敷地賃借料未経過分ほか 放送債券発行差 金未償却額	34,358,985	3,356,000,000
流動負債	未取受信料欠損引当金	156,057,323	190,426,308
受信料前受金	有価証券	△ 6,722,000,000	34,358,985
その他の流動負債	貯蔵品		156,057,323
流動資産合計	前払費用		188,390,627,003
固 定 資 産	その他他の流動資産		188,390,627,003
有 形 固 定 資 產	流动資産合計		40,879,386,109
建 物	固 定 資 産		29,522,992,908
構築物減価償却引当金	有形固定資産		4,053,414,006
機 械	建 物		24,693,154,404
機械減価償却引当金	構築物	△ 26,726,188,126	24,693,154,404
器 具	機 械	57,566,110,805	26,726,188,126
器具什器減価償却引当	機 械	53,345,643,256	57,566,110,805
土 地	機械減価償却引当金	△ 20,695,508,873	53,345,643,256
建 设 仮 勘 定	機 械	158,572,057,755	20,695,508,873
無 形 固 定 資 產	器 具	39,061,605,055	158,572,057,755
固 定 負 債	什 器	1,055,261,241	39,061,605,055
放 送 債 券	金	△ 119,510,452,700	1,055,261,241
長 期 借 入 金		22,591,000,000	343,766,379
退職手当引当金		10,400,000,000	18,584,376,426
負 債 合 計		83,813,992,998	550,140,886
無 形 固 定 資 產			1,068,722,742

(外) 報

出 資 資 産	140,000,000
固 定 資 產 合 計	143,964,861,676
特 定 資 產	3,356,000,000
放送債券償還積立資産	3,356,000,000
緑延勘定	
長期前払費用	34,358,985
放送債券発行差金	153,067,323
緑延勘定合計	190,426,308
資 產 合 計	188,390,637,093
(負債の部)	
流動負債	
未払金	4,053,414,006
受信料前受金	24,693,154,404
その他流動負債	776,424,588
流動負債合計	29,522,992,998
固定負債	
放送債券	
長期借入金	21,300,000,000
退職手当引当金	22,591,000,000
固定負債合計	10,400,000,000
(資本の部)	
資本合計	54,291,000,000
資本	83,813,982,998
資本合計	75,000,000,000
当期事業収支差金	△ 11,303,977,803
資本合計	104,576,934,095
負債資本合計	188,390,637,093

3 昭和54年度損益計算書

損 益 計 算 書

昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで

科 目	金 額
経常事業収入	219,107,136,459
料入	213,405,054,255
受取	1,033,513,000
交付	4,668,569,204
常業支給	229,664,459,412
業収	
内国際放送	61,067,487,917
常業支給	1,535,323,886
業収	32,190,562,373
常業支給	2,923,602,307
業収	31,691,571,084
常業支給	16,566,414,821
常業支給	2,648,558,043
常業支給	△ 10,557,582,953
常業支給	439,074,111
特別収入	
固定資産売却益	395,283,373
固定資産受贈益	27,182,074
過年度損益修正益	16,608,664
特別支給	
固定資産売却損	345,358,214
固定資産除却損	151,615,129
過年度損益修正損	688,755,618
常業収支差金	△ 11,303,977,803

4 昭和54年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

1 決算概説
昭和54年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書に関する説明書

日本放送協会は、昭和54年度において極めて困難な財政状況の下にあつたが、放送受信料額を前年度どおりに据え置き、極力業務の合理的、効率的運営を推進しつつ、各般にわたる業務活動を積極的に実施し、放送を通じて国民生活の充実向上に資するよう努めた。

当年度末の資産及び負債の状況を財産目録と貸借対照表でみると資産総額1,883億9,062万7千円に対し、負債総額838億1,399万3千円、資本の部における資本750億円、積立金408億8,061万2千円、当期事業収支差金△113億397万8千円である。

次に当年度中の損益の状況を損益計算書でみると経常事業収入2,191億713万6千円に対し、経常事業支出は2,296億6,445万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は△105億5,732万3千円である。

これに特別収入4億3,907万4千円を加え、特別支出11億8,572万9千円を差し引いた当期事業収支差金は△113億397万8千円である。

2 資産及び負債並びに損益の状況

当年度末における資産、負債の状況及び当年度内のその増減並びに当年度における損益の状況は、次のとおりである。

- (1) 財産目録及び貸借対照表
(比較貸借対照表)

(単位 千円)

区 分	昭和53年度末	昭和54年度末	増 減
現 金 預 金	11,562,252	9,795,812	△ 1,763,440
受 信 料 未 収 金	2,213,746	1,633,905	△ 579,841
有 価 証 券	27,441,123	23,177,452	△ 4,263,671
貯 藏 品	118,548	281,123	117,575
前 払 費 用	3,262,545	3,397,909	135,364
そ の 他 の 流 動 資 産	2,600,674	2,640,138	39,464
流 動 資 産 合 計	47,193,883	40,879,336	△ 6,314,549

有形固定資産	138,272,592	142,756,139	4,483,547
建 構 築 物	52,687,517	53,345,648	658,131
機 器 器 地	29,555,133	30,870,602	1,315,466
建 設 附 附 貨	38,030,003	39,061,605	1,031,597
無 形 固 定 資 產	321,400	343,767	22,367
土 地	16,510,862	18,584,376	2,073,514
建 設 附 附 貨	1,167,669	550,141	△ 617,528
無 形 固 定 資 產	1,133,597	1,068,723	△ 64,874
出	0	140,000	140,000
固 定 資 產 合 計	139,406,189	(73,9)	4,568,673
特 定 貸券償還積立資産	1,783,000	(1.0)	3,856,000
長 期 前 払 費 用	34,499	34,359	△ 140
放送債券発行差金	139,444	156,067	16,623
緑延勘定合計	(173,943)	(0.1)	16,483
資 產 合 計	138,560,020	(100.0)	169,393
未 払 金	3,503,684	4,053,414	549,730
受 信 料 前 受 金	23,570,413	24,693,154	1,122,741
そ の 他 の 流 動 負 債	644,311	776,425	132,114
流 動 負 債 合 計	27,718,408	(14.7)	1,304,585

(六) 資本

放送債券	17,860,000	21,300,000	3,440,000
長期借入金	18,551,000	22,591,000	4,040,000
退職手当引当金	8,550,000	10,400,000	1,850,000
固定負債合計	44,961,000 (28.8)	54,291,000 (28.8)	9,330,000
資本			
資本合計	72,679,408 (38.5)	88,813,983 (44.5)	11,134,585
資本額立金	75,000,000	75,000,000	0
当期事業収支差金	37,461,841	40,880,612	3,418,771
資本合計	11,303,978 (61.5)	14,722,749	△ 11,303,978 (55.5)
負債資本合計	188,560,020 (100.0)	188,390,627 (100.0)	△ 169,393

(注) (一)内は、資産合計及び負債資本合計を100とした構成比率(%)である。

ア 資産の部

当年度末の資産総額は、前年度末の1,885億6,002万円に比べ1億6,938万3千円減少し、1,883億9,062万7千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和53年度末 金額 (%)	昭和54年度末 金額 (%)	増減	摘要	要
流动資産	47,193,888 25.0	40,879,329 21.7	△ 6,314,549		
固定資産	139,406,189 73.9	143,964,862 76.4	4,558,673		
特種資産	1,786,000 0.1	3,356,000 1.8	1,570,000 0.1		
合計	188,560,020 100.0	188,390,627 100.0	△ 169,393		

注2 受信料未収金					
区分	金額	摘要	要	(単位 千円)	
受信料未収金	8,355,905	当年度末の受信料未収額			
未収受信料欠損引当金	△ 6,722,000	翌年度における収納不能見越額			
合計	1,633,905				

外 明 報 価

注3 有価証券

(単位 千円)

区 分	券面総額	取得価額	貸借対照表上 額	摘要
金 融 債 債	14,546,500	14,428,444	14,428,444	興業債券ほか、
政 府 保 証 債 債	170,000	168,510	168,510	鉄道債券ほか、
電 信 電 話 債 債	627,280	625,787	625,787	
国 貸 付 信 託	7,110,000	6,954,711	6,954,711	
合 計	20,453,780	20,177,452	20,177,452	

上記有価証券の貸借対照表計上額は、原価法により算出している。

注4 貯蔵品

(単位 千円)

区 分	金 銭	摘 要
フ ィ ル ム	201,165	ニュース・番組製作用16ミリフィルム
放 送 記 念 品	29,958	放送出演記念用タオルほか
合 計	231,123	

上記貯蔵品の金額は、先入先出法により算出している。

注5 前払費用

(単位 千円)

区 分	金 銭	摘 要
長 期 借 入 金 利 息 費	340,922	長期借入金の翌年度分利息
翌 年 度 番 組 放 送 番 組 制 作 費	1,705,157	テレビ番組「獅子の時代」ほか翌年度放送番組制作経費
翌年度受信料収納経費	953,545	受信料前受金に対応する収納事務費
そ の 他 の 前 払 費 用	389,976	営業所等賃借料ほか、
合 計	3,397,000	

注6 その他の流動資産

(単位 千円)

区 分	金 銭	摘 要
未 差 入 収 金	1,714,969	有価証券利息ほか、
差 入 保 証 金	830,976	建物賃借保証金ほか、
板 払 金	94,193	諸立替払金
合 計	2,640,138	

(d) 固定資産

(単位 千円)

区 分	前年度末 残高	当年度 増加額	当年度 減少額	当年度末 残高	減価償却 額	累計 差引当年 度未残高
有形固定資産	300,438,615	22,756,770	6,775,602	316,399,783	17,364,364	142,756,139
建 構 物	78,217,715	2,282,775	428,654	80,714,836	26,726,188	53,345,648
機 器 器 具 什 器	53,207,376	5,022,240	663,505	57,566,111	26,695,509	30,879,602
土 建 設 備 板 勘 定	150,312,777	12,741,863	4,482,582	158,572,058	119,510,453	39,061,605
無 形 固 定 資 產	1,002,216	63,376	10,331	1,055,261	711,494	343,767
(有形・無形固定資産) 合 計	16,510,362	2,102,186	28,622	18,584,376	—	18,584,376
無 形 固 定 資 產	1,167,669	544,380	1,161,908	550,141	—	550,141
無 形 固 定 資 產	1,852,330	55,970	12,039	1,896,261	827,538	1,068,723

注1 当年度増加額のうち、建設設計画の実施に伴う増加は、21,553,414千円であり、その内容は次のとおりである。

放送網の建設

テレビジョン(総合放送178局、教育放送172局の開設、共同受信施設720施設の設置等)

ラジオ(FM放送5局の開設、札幌放送所の移転整備、東京放送所の移転用施設等)

3,709,933千円
142,635千円

演奏所の整備(青森放送会館の移転整備等)
放送設備の整備(ローカル放送用機器の整備、テレビジョン音声多重放送設備の整備等)

8,834,464千円
2,021,930千円

研究設備等の整備(放送衛星研究開発設備の整備、事務機器の整備等)

35.2
1,804,535

注2 当年度末の建設仮勘定は、テレビジョン局建設工事等未完成のものである。

注3 当年度末の無形固定資産残高1,068,723千円の内容は、施設利用権1,038,604千円、地上権30,119千円である。

注4 出資は、通信・放送衛星機器に対するものである。

(ア) 特定資産

放送法第42条第3項に基づき放送債券償還のために積み立てた資産であり、その増減状況は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和53年度末	昭和54年度		年度末	(単位 千円)
		増	減		
放送債券償還積立資産	1,786,000	2,130,000	560,000	3,356,000	

(イ) 繰延勘定

翌年度以降にわたり費用となるもので、前年度末の1億7,394万3千円に比べ1,648万3千円増加し、1億9,042万6千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和53年度末	昭和54年度末	増減		(単位 千円)
			増	減	
放送債券償還積立資産	1,786,000	2,130,000	560,000	3,356,000	

(ウ) 流動負債

当年度末の流動負債は、前年度末の277億1,840万8千円に比べ18億458万5千円増加し、295億2,299万3千円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分	昭和53年度末	昭和54年度末	増減		(単位 千円)
				増	減	
未払金	受信料前受金	3,503,684	4,053,414	549,730		
その他	受信料前受金	23,570,413	24,639,154	1,122,741		
合計		644,311	776,425	132,114		
合計		27,718,408	29,522,993	1,804,585		

注1 未払金

(単位 千円)

区分	分	金額	摘要		(単位 千円)
			放送債券利息	放送債券の当年度分利息	
放送債券発行差金	△	373,429	3,983,795	3月分回線専用料、電力料ほか	
合計		16,623	744,190	大道具製作代金ほか	
合計		16,423			

イ 負債の部

当年度末の負債総額は、前年度末の726億7,940万8千円に比べ111億3,458万5千円増加し、

注2 受信料前受金

(単位 千円)

区分	金額	摘要	要
受信料前受金	24,693,154	翌年度分受信料の収納額	

注3 その他の流動負債

(単位 千円)

区分	金額	摘要	要
前受取り益	41,847	部外技術協力料ほか	
預金	58,930	集金委託保証金ほか	
仮受金	675,648	源泉徴収所得税ほか	
合計	776,425		

(4) 固定負債

当年度末の固定負債は、前年度末の449億6,100万円に比べ93億3,000万円増加し、542億9,100万円となり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	昭和53年度末	昭和54年度末	増減
放送債券	17,860,000	21,300,000	3,440,000
長期借入金	18,551,000	22,591,000	4,040,000
退職手当引当金	8,550,000	10,400,000	1,850,000
合計	44,961,000	54,291,000	9,330,000

注 放送債券及び長期借入金

(単位 千円)

区分	昭和53年度末	昭和54年度	増減	年度末
放送債券	17,860,000	4,000,000	560,000	21,300,000
長期借入金	18,551,000	7,840,000	3,800,000	22,591,000
合計	36,411,000	11,840,000	4,360,000	43,891,000

注4 その他の流動資本

(単位 千円)

区分	昭和53年度	昭和54年度	増減
経常事業収入	(100.0)	214,136,372	(100.0)
受信料	208,495,824	213,405,054	4,909,230
交付金収入	698,117	1,033,513	335,396
雑収入	4,942,431	4,668,569	△ 273,862
経常事業支出	(98.0)	209,914,253	(104.8)
		229,684,459	19,750,203

(単位 千円)

区分	昭和53年度	昭和54年度	増減	年度末
給与費	75,920,613	81,041,189	5,120,526	
内国際放送費	55,747,374	61,067,488	5,320,114	
放送費	1,307,442	1,585,324	227,882	
業界調査研究費	28,625,093	32,190,562	3,565,464	
管理費	2,563,719	2,923,602	359,883	
支管費	26,642,588	31,691,571	5,048,983	

注5 その他の流動資本

(単位 千円)

区分	昭和53年度	昭和54年度	増減
経常事業収入	(100.0)	214,136,372	(100.0)
受信料	208,495,824	213,405,054	4,909,230
交付金収入	698,117	1,033,513	335,396
雑収入	4,942,431	4,668,569	△ 273,862
経常事業支出	(98.0)	209,914,253	(104.8)
		229,684,459	19,750,203

注6 資本の部

(単位 千円)

区分	昭和53年度	昭和54年度	増減
出資額	13,103,000	富士銀行 2,486,000	三井銀行 1,581,000
三井銀行 1,581,000	三和銀行 903,000	日本長期信用銀行 451,000	千円である。
資本の部	減少し、1,045億7,663万4千円となり、その内容は次のとおりである。		
資本の部	750億円	1億6,337万5千円	
固定資産の再評価益を資本に組み入れた額	30億8,857万7千円		
積立金から組み入れた固定資産充当金の累積額	717億4,804万8千円		
積立金	408億8,061万2千円		
過去年度の当期事業収支差金の累計額から資本組み入れ額を除いたものである。当年度末の408億8,061万2千円は、前年度末の374億6,184万1千円に前年度の当期事業収支差金34億1,877万1千円を加えた結果である。	△ 113億397万8千円		
当期事業収支差金			
損益計算書			
(比較損益計算書)			

30

減価償却費	16,637,705	16,586,415	△	71,290	交付金収入	698,117	1,033,513	335,396	
財務費	2,469,717	2,648,358	△	178,641			4,668,569	△	273,862
経常事業収支差金	4,222,116 ^(2,0)	△ 10,557,323 ^(△4,8)	△	14,779,439	合計	214,186,372	219,107,136	4,970,764	
特別収入	452,587 ^(0,2)	439,074 ^(0,2)	△	13,513					
固定資産売却益	424,960	386,283	△	28,677					
固定資産受贈益	4,401	27,182	△	22,781					
過年度損益修正益	23,226	16,809	△	6,617					
収支									
特別支出	1,255,932 ^(0,6)	1,185,729 ^(0,6)	△	70,203	普通受信料	12,800,043	11,885,639	△	934,404
固定資産売却損	426,325	345,358	△	80,967	カラーレ受信料	195,695,781	201,539,415	△	5,843,634
固定資産除却損	110,245	151,615	△	41,370	合計	208,495,824	213,405,054	△	4,909,230
過年度損益修正損	719,362	688,756	△	30,606					
当期事業収支差金	3,418,771 ^(1,6)	△ 11,303,978 ^(△5,2)	△	14,722,749					

(注) ()内は、経常事業収入を100とした構成比率(%)である。

ア 経常事業収支
 経常事業収入2,191億713万6千円に対し、経常事業支出は2,296億6,445万9千円であり、差し引き経常事業収支差金は△105億5,732万3千円である。
 なお、前年度決算額の経常事業収入2,141億3,637万2千円、経常事業支出2,099億1,425万6千円に比較すれば、経常事業収入は49億7,076万4千円、経常事業支出は197億5,020万3千円の増加である。

イ 経常事業収入
 経常事業収入の増加は、主としてカラー受信契約者の増加に伴う受信料収入の増加によるものであり、その内容は次表のとおりである。

(単位 千円)

区分	分			昭和53年度		昭和54年度	
	年	度	初	頭	加	末	
普通契約							
カラーレ受信契約	年	度	初	頭	加	末	
	増	年	度	24,203			25,040
				837			694
				25,040			25,734
契約総数	年	度	初	頭	加	末	
	増	年	度	27,115			27,716
				601			525
				27,716			28,241

(外) 中(総)

注2 交付金収入

(単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
国際放送関係交付金	689,883	833,594	143,711
選舉放送関係交付金	8,234	199,919	191,685
合 計	698,117	1,033,513	335,396

注3 雑 収 入

(単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
受 入 利 息	2,573,552	2,245,936	△ 332,626
雜 金	2,363,869	2,422,638	58,764
合 計	4,942,431	4,668,569	△ 273,862

上記雑入金の昭和54年度 2,422,633千円の内訳は、基地周辺愛信障害対策金の受入が1,002,100千円、番組提供料収入・技術協力収入等副次的収入ほか1,420,533千円である。

(4) 経常事業支出
昭和54年度事業計画に基づき各部門の業務活動を積極的に推進し、その結果は次表のとおりである。

(単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
給 国 内 國 際 放 送	75,920,613	81,041,139	5,120,526
與 費 費 費 費 費	55,747,374	61,067,488	5,320,114
業 研 究 調 査	1,307,442	1,535,324	227,882
價 却 値 値 値 値	28,625,098	32,190,562	3,565,464
合 計	2,563,719	2,923,602	359,883
	26,642,558	31,691,571	5,048,988
	16,637,705	16,566,415	△ 71,290
	2,469,717	2,648,358	178,641
合 計	209,914,256	226,664,459	17,750,203

注2 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
番 技 術 運 用 費	728,847	780,787	51,940
通 信 施 設 費	28,089	9,928	△ 18,161
合 計	550,506	744,609	194,103

注3 国際放送費

(単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
広 報・受 信 改 善 費	1,759,384	2,111,500	352,116
契 約 取 納 費	20,915,714	25,357,062	2,441,348
未 受 受 信 料 欠 損 償 却 費	5,960,000	6,722,000	72,000
合 計	26,625,098	32,190,562	5,565,464

注5 調査研究費 (単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
番組調査研究費	662,557	714,419	51,862
技術研究費	1,801,162	2,209,183	308,021
合 計	2,563,719	2,928,602	364,883

注6 管理費 (単位 千円)

区 分	昭和 53 年度	昭和 54 年度	増 減
一般管理費	1,903,200	2,072,330	169,130
施設管理費	3,115,549	3,102,286	△ 13,263
厚生保健費	12,198,306	13,616,004	1,416,698
退職手当その他	9,424,533	12,900,951	3,476,418
合 計	26,642,588	31,691,571	5,048,983

注7 減価償却費 (単位 千円)

区 分	取 得 価 额	当年度償却額	償却額累計	現 在 価 额
有形固定資産	316,399,783	16,453,887	173,643,644	142,756,139
建 構 物	80,071,836	1,453,556	26,726,188	53,345,648
機 器	57,566,111	3,535,075	26,665,509	30,370,502
具 什	158,572,058	11,424,051	119,510,453	39,061,605
土 建 設 備	1,055,261	40,295	711,494	343,767
無 形 固 定 資 産	18,584,376	—	18,584,376	—
合 計	550,141	—	550,141	—
合 計	1,896,261	112,538	827,538	1,068,723

注8 財務費 (単位 千円)

区 分	金 領	摘 要
支 払 利 息	2,352,891	2,528,780
放送債券発行差金償却等	116,820	119,578
合 計	2,469,717	2,643,368

イ 特別収支

固定資産売却益等の特別収入は4億3,907万4千円であり、固定資産売却損等の特別支出は11億8,572万9千円であり、その内容は次表のとおりである。

(b) 特別収入

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
固 定 資 產 売 却 益	395,283	
固 定 資 產 受 贈 益	27,182	
過 年 度 損 益 修 正 益	16,609	固定資産の造成による評価益

合 計

439,074

(d) 特別支出

(単位 千円)

区 分	金 領	摘要
固 定 資 產 売 却 損	345,358	
固 定 資 產 除 却 損	151,615	
過 年 度 損 益 修 正 損	688,756	昭和53年度分未収受信料欠損額確定に伴う修正損

合 計

1,185,729

ウ 当期事業収支差金

経常事業収支差金△105億5,732万3千円に特別収入4億3,907万4千円を加え、特別支出11億8,572万9千円を差し引いた当期事業収支差金は△113億397万8千円である。

8 収入支出の決算の状況
当年度における収入支出の決算の状況は、別表収入支出決算表のとおりである。

(事業収支)

収入支支出決算表

昭和54年度

外局(郵便)

33

款項	当初額	予算算額			合計	決算額	予算残額
		第6条予備費	第10条交付金	増減額			
事業収入							
受付金	220,832,647,000	0	187,239,000	187,239,000	221,019,886,000	219,546,210,570	1,473,675,430
料	216,010,356,000	0	0	0	216,010,356,000	213,405,064,255	2,605,301,745
受交雜特	845,249,000	0	187,239,000	187,239,000	1,032,488,000	1,033,513,000	△ 1,025,000
別取	3,682,132,000	0	0	0	3,682,132,000	4,668,569,204	△ 986,487,204
取入	294,910,000	0	0	0	294,910,000	439,074,111	△ 144,164,111
事業支出							
内際放業研究	236,002,647,000	0	187,239,000	187,239,000	236,189,886,000	230,850,188,373	5,339,697,527
与費費費費費	81,013,884,000	0	69,907,000	69,907,000	81,083,561,000	81,041,138,981	42,452,019
送送送送送	63,142,977,000	457,200,000	96,289,000	553,489,000	63,693,466,000	61,067,487,917	2,628,978,083
送送送送送	1,599,801,000	0	0	0	1,599,801,000	1,535,323,886	64,477,114
内際放業研究	33,117,817,000	0	3,000,000	3,000,000	33,120,817,000	32,190,562,373	930,254,627
内際放業研究	3,134,797,000	0	0	0	3,134,797,000	2,923,602,307	211,194,693
内際放業研究	31,941,895,000	36,500,000	21,045,000	57,543,000	31,999,428,000	31,691,571,084	307,856,916
内際放業研究	16,800,000,000	0	0	0	16,800,000,000	16,566,414,821	233,585,179
内際放業研究	2,658,676,000	0	0	0	2,658,676,000	2,648,358,043	10,317,957
内際放業研究	593,010,000	592,756,000	0	1,185,766,000	1,185,728,961	37,039	910,544,000
内際放業研究	2,000,000,000	△ 1,089,456,000	0	910,544,000	0	△ 11,303,977,803	△ 3,366,022,197
事業収支差金	△ 15,170,000,000	0	0	△ 15,170,000,000	△ 15,170,000,000	△ 11,303,977,803	△ 3,366,022,197
(資本収支)							
款項	当初額	予算算額	合計	決算額	繰越額	予算残額	
		予算算額に基づく 第8条前期繰越金受入額	(1)+(2) (3)	(4)	(5)	(3)-(4)-(5)	
資本収入	43,700,000,000	0	43,700,000,000	40,226,916,986	0	3,473,083,094	
減価償却引当金	16,800,000,000	0	16,800,000,000	16,666,414,821	0	233,585,179	

前 期 練 越 金 受 入 金	10,200,000,000	600,000,000	10,800,000,000	10,800,000,000	0	0	39,497,915
資 産 受 入 金	500,000,000	0	500,000,000	460,502,085	0	0	0
放送債券償還積立資産もどし入れ	560,000,000	0	560,000,000	560,000,000	0	0	0
放 送 債 値	4,000,000,000	0	4,000,000,000	4,000,000,000	0	0	0
本 支 出	11,640,000,000	△	600,000,000	11,040,000,000	7,840,000,000	0	3,200,000,000
建 設 費 資	28,580,000,000	0	28,550,000,000	28,183,414,040	0	0	346,585,960
放送債券償還積立資産繰入れ	21,900,000,000	0	21,900,000,000	21,553,414,040	0	0	346,585,960
放 送 債 値	140,000,000	0	140,000,000	140,000,000	0	0	0
長 期 借 入 金	2,130,000,000	0	2,130,000,000	2,130,000,000	0	0	0
長 期 借 入 金 返 還 金	560,000,000	0	560,000,000	560,000,000	0	0	0
前 期 練 越 金	10,869,969,813円(このうち、昭和54年度当初予算において予定した事業収支の不足額を補てんするため△10,800,000,000円)						
当 年 度 使 用 額 △	10,800,000,000円(事業収支の不足額を補てんするため△10,800,000,000円)						
当 年 度 収 支 差 金 発 生 額	739,525,063円(事業収支差金△11,303,977,803円と資本収支差金12,043,502,966円との合計額)						
後 期 練 越 金	809,494,816円						

外 号 報

○謹又式一君登壇、拍手) だだいま議題となつた日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、開信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十四年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところによつて会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十四年度末における財産状況は、資産総額一千八百八十三億九千百万円、負債総額八百三十八億一千四百五十億七千七百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千五百一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百

○謹又式一君登壇、拍手) だだいま議題となつた日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書につきまして、開信委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本件は、日本放送協会の昭和五十四年度決算に係るものでありまして、放送法の定めるところによつて会計検査院の検査を経て内閣から提出されたものであります。

その概要を申し上げますと、同協会の五十四年度末における財産状況は、資産総額一千八百八十三億九千百万円、負債総額八百三十八億一千四百五十億七千七百万円となっております。

また、当年度中の損益は、経常事業収入二千五百一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百九十一億七百万円に対し、経常事業支出二千二百

九十六億六千四百万円であり、差し引か經常事業収支は百五億五千七百万円の欠損となつておらず、これに固定資産売却損益等の特別取支を含めた事業収支は百十三億四百万円の欠損となつております。

なお、この欠損金は資本収支の差金をもつて補てんされております。

本件には、会計検査院の「記述すべき意見はない旨」の検査結果が付されております。

委員会におきましては、収支予算等が適正かつ効率的に執行されたかどうかを初め、経営内容の公開、放送衛星の活用と受信者負担の軽減、公共放送としての番組編集のあり方、視聴者意向の吸収反映、協会財政の展望などの諸問題について政府、会計検査院並びに協会当局に質疑を行い、慎重審議の結果、本件は全会一致をもつてこれを是認すべしとの議決いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手) 田中雄君。

○謹長(徳永正利君) これより採決をいたします。本件は委員長報告のとおり是認するに付し賛成の諸君の起立を求ぬます。

〔賛成者起立〕

○謹長(徳永正利君) 過半数と認めます。

〔賛成者起立〕

よつて、本件は委員長報告のとおり是認するに決しました。

要領書

1、委員会の決定の理由

本法律案は、土地区画整理事業を円滑に推進するため、地方住宅供給公社を施行者に加えるとともに、換地計画に関し専門的技術を有する者の養成確保等の規定整備の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認め

土地区画整理法の一部を改正する法律案

右は多数をもつて可決すべからむのと議決した。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日

建設委員長 吉田 正雄
参議院議長 徳永 正利殿

る。なれど別紙の附帯決議を行つた。

一、費用
本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議
政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講じ、その運用に遺憾なきを期すべきである。

一、宅地の確保と地価の安定に努めるとともに、土地区画整理事業によつて、国民に良質低廉な住宅、宅地特に公共住宅の供給が促進されるよう、地権者の意志を尊重しつつ事業終了後の未利用地の有効利用の促進に努めること。

また、保留地予定地の譲渡の円滑化を図るため、その担保措置について検討すること。

二、地方住宅供給公社は、地域の実情に即した住宅、宅地の供給の促進に努めるとともに、国及び地方公共団体は公社住宅の家賃及び譲渡価格の抑制に必要な財政的、金融的援助に努めること。

三、事業の公正かつ適正な実施を図るための指導を十分に行うとともに、道路、公園等の整備に係る減歩の軽減のため、補助の拡大等に努めること。

四、技術検定の実施に当たつては、その公正確保に努めるとともに、技術検定合格者に対し、排他的、独占的権限を与えるような指導を行わないと。

また、地方公共団体は、関係職員の資質の向上を図り、技術援助の要請等に応じるよう努めること。

五、國は、地方公共団体等が既成市街地で行う事業に当たり、関係権利者の意見を尊重する等事業の公正な運営が図られるよう指導すること。

右決議する。

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和五十七年四月二十二日

衆議院議長 福田 一
参議院議長 德永 正利殿

土地区画整理法の一部を改正する法律案
土地区画整理法の一部を改正する法律案
土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)
目次中「第四節 建設大臣、都道府県知事及び市町村長(第六十六条第一項)」を「第五節 地方住宅供給公社(第七十一条の二)」を「第六十六条第一項」に改める。

(六) 第一章中第三条の四を第三条の五とし、第三条の三の次に次の二条を加える。
(地方住宅供給公社の施行する土地区画整理事業)

第三条の四 地方住宅供給公社は、建設大臣(市都道府県知事)が地方住宅供給公社にあつては、のみが設立した地方住宅供給公社にあつては、の用に供する宅地の造成と一体的に土地区画整理事業を施行しなければ當該宅地を居住環境の良好な集団住宅の用に供する宅地として造成することができる。

第四十一条第二項中「十円以下」を「督促状の郵送に要する費用を勘案して建設省令で定める額以下」に改める。

第五十条第一項中「本節」を「この条」に改め、同条第二項中「前項に規定する」を削る。

第二章に次の二節を加える。

第五節 地方住宅供給公社
(施行規程及び事業計画の認可)

第七十一条の二 地方住宅供給公社(以下「地方公社」という。)は、第三条の四の規定により土地区画整理事業を施行しようとする場合においては、施行規程及び事業計画を定め、建設省令で定めるところにより、建設大臣(市ののみが設立した地方公社にあつては、都道府県知事)の認可を受けなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、こゝの意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。ただし、当該意見書が市のみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係るものである場合においては、こゝの意見を付して、これを建設大臣に送付しなければならない。

第一項の期間内に地方公社は、第五項の期間内に施行規程及び事業計画について意見書の提出がなされた場合においては、遅滞なく、その旨を建設大臣に報告しなければならない。

建設大臣(市ののみが設立した地方公社が定めた施行規程及び事業計画に係る意見書については、都道府県知事)は、第五項の規定により提出された意見書の内容を審査し、その意見書に係る意見を採択すべきであると認める場合においては、地方公社に対し施行規程及び事業計画に必要な修正を加えるべきことを命じ、その意見書に係る意見を採択すべきでないと認める場合は、その旨を意見書を提出した者に通知しなければならない。

前項に規定する意見書の内容の審査についての審理に關する規定を準用する。

第十項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定められた施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行ふべきものとする。

建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、行政不服審査法中处分についての異議申立ての審理に關する規定を準用する。

地方公社が第八項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定められた施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行ふべきものとする。

建設大臣又は都道府県知事は、前条第一項に規定する認可の申請があつた場合においては、施行規程及び事業計画を二週間公衆の縦覧に供しなければならない。

前項に規定する意見書の内容の審査についての審理に關する規定を準用する。

第十項の規定により施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合(政令で定められた施行規程及び事業計画に必要な修正を加えた場合を除く。)においては、その修正に係る部分について、更に第四項からこの項までに規定する手続を行ふべきものとする。

規定する認可をした場合においては、遅滞なく、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区に分ける場合においては、施行地区及び工区。以下この項において同じ。）その他建設省令で定める事項を公告し、かつ、関係都道府県知事及び関係市町村長に施行地区及び設計の概要を表示する図書を送付しなければならない。

市町村長は、第百三十三条第四項の公告の日まで、建設省令で定めるところにより、前項の図書を当該市町村の事務所において公衆の収覧に供しなければならない。

地方公社は、第十一項の公告があるまでは、施行規程及び事業計画をもつて第三者に対抗することができない。

14 地方公社は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合においては、建設大臣（市ののみが設立した地方公社であつては、都道府県知事）の認可を受けなければならない。

15 第一項の規定は、前項に規定する認可の申請をしようとする場合について、第三項から第十項までの規定は、前条第一項の施行規程又は事業計画を変更しようとする場合（政令で定める軽微な変更をしようとする場合を除く。）について、第十一項から第十三項までの規定は、前項に規定する認可をした場合について準用する。

この場合において、第一項、第三項、第四項及び第十一項中「前条第一項」とあるのは「第十四条」と、第十一項中「を公告」とあるのは「につけの変更に係る事項を公告」と、「施行地区及び設計の概要」とあるのは「変更に係る施行地区又は設計の概要」とある、「第十三条第一項中「施行規程及び事業計画をもつて」とあるのは「施行規程又は事業計画の変更をもつて」と読み替えるものとする。

（土地区画整理審議会）

第七十七条の四 地方公社が施行する土地区画整理事業ごとに、地方公社に土地区画整理審議会

（以下この節において「審議会」という。）を置くこと、建設省令で定めるところにより、施行者の名称、事業施行期間、施行地区（施行地区を工区ごとに置くことができる。

2 施行地区を工区に分けた場合においては、審議会は、工区ごとに置くことができる。

3 第五十六条第三項及び第四項並びに第五十七条第一項並びに第六十二条第三項、第七項及び第八項並びに第六十二条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、第六十四条中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替えるものとする。

（評価員）

第七十一条の五 第六十五条の規定は、地方公社が施行する土地区画整理事業について準用する。この場合において、同条第一項中「都道府県知事又は市町村長」とあるのは「地方住宅供給公社理事長」と、同条第一項及び第三項中「都道府県又は市町村」とあるのは「地方住宅供給公社」と読み替えるものとする。

（審議会の委員及び評価員の公務員たる性質）

第七十二条の六 審議会の委員及び前条において準用する第六十五条第一項の規定により選任される評価員は、刑法（明治四十年法律第四十五号）その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

第七十三条第一項中「又は市町村長」を「市町長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「地方公社理事長」という。）」に改める。

第七十四条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項」を「同項又は同条第六項」に改める。

第七十五条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第七十六条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第七十七条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第七十八条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第七十九条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第八十条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第八十一条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第八十二条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第三条の四」に改める。

第八十三条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十四条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項」を「同項又は同条第六項」に、「因り」を「より」に改める。

第八十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「と畜場」を「と畜場」に、「じんかい焼却場」を「じんかい焼却場」に改め、同項第三号中「養老施設」を「養護老人ホーム」に改め、同項第七項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三条の四」に改める。

（基準）

第一百八十二条第一項中「第二項又は第三項」を「から第三項まで又は第三条の四」に改める。

第七十五条の見出しを「（専門的技術等に関し必要な措置）」に改め、同条中「建設大臣」と対し「下に」「地方公社は建設大臣、都道府県知事及び市町村長に対し」を加え、同条に次の二項を加える。

2 建設大臣は、仮換地の指定及び換地処分の適正な実施その他土地区画整理事業の円滑な施行が進められるよう、広く当該事業に関する専門的知識の維持向上に努めるものとする。この場合において、建設大臣は、政令で定めるところにより、換地計画に関する専門的技術を有する者の養成確保を図るため必要な技術検定を行なうことができる。

3 第九十八条第三項中「又は市町村長」を「市町村長又は地方公社」に改める。

4 第九十九条第二項中「又は第四項」を「若しくは第四項又は第三条の四」に改める。

第五項又は第三条の四」に、「聞かなければ」を「聴かなければ」に改める。

第六項又は第三条の四」に、「且つ」を「かつ」に改め、又は事業計画の変更の認可の公告

第七项後段の技術検定を受けようとする者は、政令で定めるところにより、手数料を納付しなければならない。

第七十六条第一項中「左の」を「次の」に、「たい積」を「たい積」に改め、同項に次の一号を加える。

四 地方公社が施行する土地区画整理事業については、施行規程及び事業計画の認可の公告

又は事業計画の変更の認可の公告

第七十八条第三項中「若しくは市町村長」を「市町長若しくは地方住宅供給公社理事長（以下「地方公社理事長」という。）」に改める。

第七十九条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十一条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十二条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十三条第一項中「又は第四項」を「若しくは第四項」を「同項又は第六項」に改める。

第八十四条第一項中「又は第六項」を「若しくは第六項」を「同項又は同条第六項」に改める。

第八十五条第一項中「左の」を「次の」に改め、同項第一号中「と畜場」を「と畜場」に、「じんかい焼却場」を「じんかい焼却場」に改め、同項第三号中「養老施設」を「養護老人ホーム」に改め、同項第七項中「基き」を「基づき」に改め、同条を第一百二十条と

し、第一百十九条の次に次の二条を加える。

「第百十九条の二 地方公社は、地方公社が施行する土地区画整理事業の施行により利益を受ける地方公共団体に対し、その利益を受ける限度において、その土地区画整理事業に要する費用の一部を負担することを求めることができる。

（前項の場合において、地方公共団体が負担する費用の額及び負担の方法は、地方公社と地方公共団体とが協議して定める。）

前項に規定する協議が成立しない場合においては、当事者の申請に基づき、建設大臣が裁定する。この場合において、建設大臣は、当事者の意見を聴くとともに、自治大臣と協議しなければならない。

第一百二十七条第十号を同条第十二号とし、同条第九号の次に次の二号を加える。

十 第七十一条の二第一項又は第七十一条の三 第十四項の規定による認可

十一 第七十二条の二第二項中「又は都道府県」を「市町村又は市のみが設立した地方公社」に、〔都道府県がした処分〕を「都道府県又は地方公社（市のみが設立したもの）を除く。」がした処分に改める。

第一百一十八条第四項中「第十三条第三項」を「第十一条第三項」に、「又は第六十九条第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）又は第七十条第三項」に、「又は第六十九条第九項（同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「第六十九条第九項（同条第十六項において準用する場合を含む。）又は第七十条第三項中「第七十条第三項」の下に「及び第七十二条の四第三項」を加え、「あわせて」を「併せて」に、「但し」を「ただし」に改める。

第一百三十六条中「事業計画」を「事業計画」に改める。

（前項の場合において、地方公社が施行する事業計画を定め、又は変更しようとする場合において）を加え、「聞かなければ」を「聴かなければ」に、「但し」を「ただし」に改める。

（施行期日）
1 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第七十五条の見出しの改正規定及び同条ニ二項を加える改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（大都市地域における住宅地等の供給の促進に関する特別措置法（昭和五十年法律第六十七号）の一部を次のように改正する。）

第十一条第三項中「住宅・都市整備公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を、「当該公団」の下に「又は地方住宅供給公社」を加える。

（住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四十八号）の一部を次のように改正する。）

第四十七条第一項中「第三条の三第一項」を「第三条の四」と改める。

（第三条の四）

十一 第七十二条の二第一項又は第七十二条の三 第十四項の規定による認可

十一 第七十二条の二第二項中「又は都道府県」を「市町村又は市のみが設立した地方公社」に、〔都道府県がした処分〕を「都道府県又は地方公社（市のみが設立したもの）を除く。」がした処分に改める。

第一百一十八条第四項中「第十三条第三項」を「第十一条第三項」に、「又は第六十九条第九項（同条第十三項及び第十六項において準用する場合を含む。）又は第七十条第三項」に、「又は第六十九条第九項（同条第十一項（同条第十五項において準用する場合を含む。）」を「第六十九条第九項（同条第十六項において準用する場合を含む。）」に改める。

第一百三十六条中「事業計画」を「事業計画」に改める。

昭和五十七年五月十三日 大蔵委員長 河本嘉久蔵

参議院議長 德永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、当該出資の額が増額されるための措置を講じようとするものであつて、おおむね妥当な措置と認められる。

一、費用

本法律施行に伴う国際復興開発銀行への増資限度額は約三百四十億千五百萬円（昭和五十七年度一般会計予算に現金出資分三十四億二百万円を計上、残りは出資國債）である。

（本法律施行に伴う国際復興開発銀行への増資に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて、国会法第八十三条により送付する。

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

よつて、国会法第八十三条により送付する。

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 福田 一

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

参議院議長 德永 正利殿

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 福田 一

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 德永 正利殿

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 福田 一

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 德永 正利殿

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 福田 一

（国际通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案）

昭和五十七年四月二十三日 参議院議長 德永 正利殿

7 前各項の規定により出資することができる金額のはか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国による十六億六千六百七十万ドルの範囲内において、出資することができる。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

〔河本嘉久蔵君登壇、拍手〕

○河本嘉久蔵君（河本嘉久蔵君登壇） ただいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、国際復興開発銀行に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、わが国が当該出資の額の増額に応じるための措置を講じようとするものであり、政府は、同銀行に対し十六億六千六百七十万協定ドル、現在の合衆国ドルで約二十億一千万ドルを追加出資することができるとしております。委員会における質疑の詳細は会議録に譲りま

す。
質疑を終わり、討論なく、採決の結果、本案は多數をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君） これより採決をいたしま

す。
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（徳永正利君） 過半数と認めます。
よって、本案は可決されました。

○議長（徳永正利君） 日程第七 勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。社会労働委員長 畠谷照美君。

勤労者財産形成促進法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもつて可決すべきものと議決しました。よつて要領書を添えて報告する。

昭和五十七年五月十三日

社会労働委員長 畠谷 照美
参議院議長 徳永 正利殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢化社会に対応した勤労者の計画的な財産形成の一層の促進を図るために、勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設及び勤労者財形持家個人融資の貸付限度額の引上げ等を行おうとするものであり、妥当な措置と認め

る。なお、別紙の附帯決議を行つた。

二、費用

本法施行に要する経費として、昭和五十七年百四十九万円、特別会計予算（労働省所管）に約千三百六十万円がそれぞれ計上されている。

政府は、次の事項について、適切な措置を講ずべきである。

一、財形制度全般については、法の趣旨に照らし、基本的な検討を続け、それに即した制度の整備充実を図ること。

二、勤労者の財産形成促進に必要な税制、財政面からの優遇措置の充実に更に一層努力するとともに、財産形成の基礎的条件である物価の安定

も、財形制度の推進に遺憾なきを期すること。
及び土地政策の推進に遺憾なきを期すること。

三、財形貯蓄及び財形年金貯蓄については、転職

の場合の継続措置の拡充等勤労者の生涯設計に即して一層利用し易いものとするよう努めるとともに、これらの取扱金融機関の選定について

勤労者の意思が反映できるよう配慮すること。

四、財形持家融資制度等について、一層の充実と活用の促進を図るため、利子補給期間、貸付金利等について、財形審議会で早急に検討を行うこと。

五、日本勤労者住宅協会の財形住宅が、地方公務員にも分譲できるよう、財形審議会で制度のあり方について検討するとともに、地方公共団体に対し事前の行政指導を行うこと。

六、住宅貯蓄控除制度が廃止されることに伴い、勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設及び勤労者財形持家個人融資の積極的活用、財形年金貯蓄への円滑な移行等の措置により、勤労者に実損が生じないよう努めること。

七、財形給付金制度及び基金制度について、事業主が積極的に活用するよう行政指導を行なうこと。
八、財形制度の周知徹底と手続の簡素化に努めること。

なお、これによつても困難な場合には、できるだけ速やかに基本的解決を図ること。

九、住宅貯蓄控除制度が廃止されることに伴い、勤労者財産形成年金貯蓄制度の創設及び勤労者財形持家個人融資の積極的活用、財形年金貯蓄への円滑な移行等の措置により、勤労者に実損が生じないよう努めること。

十、財形給付金制度及び基金制度について、事業主が積極的に活用するよう行政指導を行なうこと。
十一、財形制度の周知徹底と手続の簡素化に努めること。

十一、この条において「その者」を「当該労働者」に改め、同条第一号中「この号及び

二号及び三号」に、「次条第一項及び第十一条において「とする」の下に「。次項第二号イ及びロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「とする」の下に「。次項第二号ニにおいて同じ」を加え、「とする」の下に「。次項第二号イ及びロにおいて同じ」を加え、同号ハ中「この号及び

二号及び三号」に、「次条第一項及び第十一条において「とする」の下に「。次項第二号イ及びロにおいて同じ」を加え、「含む」の下に「。次項第二号イ」を加え、「とある」の下に「。次項第二号イ」を加え、同号ニ中「ともに」を「共に」に改め、同号ト及び同条第三号ハ中「その者」を「当該労働者」に改め、同条ニ次の二項を加える。

十二、この条において「勤労者財産形成年金貯蓄契約」とは、五十五歳未満の勤労者が締結した次に掲げる契約をいう。

十三、当該契約に基づく預入等に係る金銭の払込みは、口に規定する年金支払開始日の前

までの間に限り、五年以上の期間にわたり定期に、政令で定めるところにより行なわれるものであること。

十四、当該契約に基づくその者に対する年金の支払は、年金支払開始日（その者が六十歳に達した日以後の日（最後の当該契約に基づく預入等の日から五年以内の日に限る。）であつて、当該契約で定める日をいう。）以後に、五年以上の期間（政令で定める年数

後）の一部を次のよう改正する。

第一項「財産形成促進法」を「計画的な財産形成」に改め、同条第一号中「財産形成」を「計画的な財産形成」に改め、同条第一号中「勤労者」を「五十五歳未満の勤労者」に改め、「掲げる契約」の下に「（勤労者

労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなされる契約を同条第二項に規定する労者財産形成年金貯蓄契約に該当するものに変更すること、成年金貯蓄契約に該当するものに変更すること、当該労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなされる契約に基づく預貯金等（同条第一項第一号に規定する預貯金等をいう。以下同じ。）及びこれに係る利息等又は保険金若しくは共済金若しくは保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額を同条第二項に規定する労者財産形成年金貯蓄契約に該当する契約に基づく預貯金等又は保険料若しくは共済掛金の払込みに係る金額とみなすことその他政令で定める事項を定めた場合には、同条の規定にかかわらず、当該労者財産形成貯蓄契約に該当するものとみなされる契約は、政令で定めるところにより、当該金融機関等又は生命保険会社等を相手方とする同条第二項に規定する労者財産形成年金貯蓄契約に該当するものに変更されたものとみなす。この場合において、同項に規定する労者財産形成年金貯蓄契約に該当する契約が締結された日は、当該労者財産形成貯蓄契約が締結された日とする。

（郵便貯金法の一部改正）

第三条 郵便貯金法（昭和二十二年法律第二百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十一条第一項中「及び次項」を、次項及び第三項に改め、同条第二項中「第六条第一号」を第六条第一項第一号に、「四百五十万円（当該預

金者に係る財産形成非課税貯蓄申告書に記載されている郵便貯金以外の財産形成貯蓄に係る最高限度額の合計額が五十万円を超える場合にあつては、五百万円に改め、同項に次の各号を加える。

一 四百五十万円（当該預金者に係る財産形成非課税貯蓄申告書に記載されている郵便貯金以外の財産形成貯蓄に係る最高限度額及び特別財産形成非課税貯蓄申告書に記載されている財産形成年金貯蓄に係る最高限度額を五百万円からその合計額を控除して得た額）を次に掲げる額のうちいずれか低い額

二 財産形成非課税貯蓄申告書に記載されてゐる郵便貯金の財産形成貯蓄に係る最高限度額を四百五十万円から控除して得た額（簡易生命保険法の一部改正）

第四条 簡易生命保険法（昭和二十四年法律第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十六条の三中「第六条第二号ハ」を「第六条第一項第二号ハ」に改める。

〔第六条第一項中「保険契約」の下に「労者財産形成促進法第六条第二項に規定する労者財産形成年金貯蓄契約であるもの及び」を加える。〕

〔粘谷照美君登壇 拍手〕

○粘谷照美君 ただいま議題となりました労者財産形成促進法の一部を改正する法律案につきまして、社会労働委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本法律案の内容は、高齢化社会に対応した労者の計画的な財産形成の一層の促進を図るために、労者財産形成持株個人融資の貸付限度額を引き上げること等であります。

委員会における質疑の詳細は会議録によつて御承知願います。

質疑を終了し、討論はなく、採決の結果、本法律案は全会一致をもつて原案どおり可決すべきものと決しました。

なお、本法律案に対し、附帯決議が全会一致をもつて付されております。

以上御報告いたします。（拍手）

○議長（徳永正利君） これより採決をいたします。
〔賛成者起立〕
本案に賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（徳永正利君） 過半数と認めます。
よつて、本案は可決されました。

〔賛成者起立〕
○議長（徳永正利君） この際、常任委員長の辞任についてお諮りいたします。

社会労働委員長粘谷照美君、通信委員長勝又武一君、建設委員長吉田正雄君、決算委員長和田静夫君から、それぞれ常任委員長を辞いたいたいとの申し出がございました。

いずれも許可することに御異議ございません
か。
〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（徳永正利君） 御異議ないと認めます。
よつて、いずれも許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) つきましては、この際、欠員となりました常任委員長の選舉を行います。

○野田哲君 常任委員長の選舉は、その手続を省略し、いざれも議長において指名することの動議を提出いたします。

○堀内俊夫君 私は、ただいまの野田君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 野田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

○議長(徳永正利君) よって、議長は、社会労働委員長に目黒今朝次郎君を指名いたします。

〔拍手〕

通信委員長に八百板正君を指名いたします。

〔拍手〕

建設委員長に片岡勝治君を指名いたします。

〔拍手〕

決算委員長に竹田四郎君を指名いたします。

〔拍手〕

○議長(徳永正利君) この際、お詫びいたします。

戸叶武君から裁判官訴追委員を辞任いたしたいとの申し出がございました。

これを許可することに御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

よって、許可することに決しました。

○議長(徳永正利君) つきましては、この際、裁判官訴追委員、北海道開発審議会委員各一名の選舉を行います。

○野田哲君 各種委員の選舉は、いざれもその手続を省略し、議長において指名することの動議を提出いたします。

○堀内俊夫君 私は、ただいまの野田君の動議に賛成いたします。

○議長(徳永正利君) 野田君の動議に御異議ございませんか。

〔異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(徳永正利君) 御異議ないと認めます。

○議長(徳永正利君) よって、議長は、裁判官訴追委員に小谷守君を、

〔拍手〕

北海道開発審議会委員に丸谷金保君を、

それぞれ指名いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時十七分散会

大川 清幸君	渡部 通子君
馬場 富君	高木健太郎君
小西 博行君	平井 阜志君
三木 忠雄君	安孫子藤吉君
伊藤 郁男君	大庭 譲子君
塩出 啓典君	護熙君
原田 立君	金井 元彦君
柳澤 錬造君	鷹崎 均君
前田 黙男君	中西 一郎君
藤原 房雄君	中村 太郎君
黒柳 明君	大坪健一郎君
三治 重信君	宮崎 正義君
坂元 親男君	太田 淳夫君
鈴木 一弘君	宮崎 正義君
柏原 ヤス君	片山 正英君
木島 則夫君	中村 太郎君
志村 愛子君	塩垣徳太郎君
小平 芳平君	坂田十一郎君
田渕 哲也君	片山 昭範君
多田 省吾君	白井 莊一君
藤井 恒男君	源田 審君
新谷寅三郎君	藤田 正明君
山田 勇君	田代富士男君
森田 重郎君	白井 莊一君
秦 豊君	柄谷 道二君
井上 正君	矢追 秀彦君
坂垣 官平君	田代富士男君
松尾 官平君	渋谷 邦彦君
江島 淳君	栗林 卓司君
大木 浩君	中村 梅二君
堀内 俊夫君	多田 省吾君
江島 淳君	白木義一郎君
大木 浩君	田渕 哲也君
藤井 裕久君	青島 幸男君
高平 公友君	中尾 辰義君
鈴木 正一君	田渕 哲也君
亀井 久興君	江田 五月君
高橋 圭三君	前島英三郎君
遠藤 政夫君	野末 陳平君
岡田 広君	井上 孝君
大島 友治君	岩本 政光君
大島 友治君	谷川 寛三君
岡田 広君	円山 雅也君
高橋 圭三君	上條 勝久君
大島 友治君	坂野 重信君
高橋 圭三君	夏日 忠雄君

降矢 敬義君	福島 茂夫君
戸塚 進也君	平井 阜志君
林 遼君	安孫子藤吉君
細川 譲熙君	大庭 譲子君
金井 元彦君	高木健太郎君
鷹崎 均君	平井 阜志君
中西 一郎君	安孫子藤吉君
郡 祐一君	大庭 譲子君
田中 正巳君	高木健太郎君
熊谷太三郎君	高木健太郎君
田代由紀男君	高木健太郎君
竹内 澄君	高木健太郎君
林 寛子君	高木健太郎君
杉山 令堅君	高木健太郎君
村上 正邦君	高木健太郎君
森山 真弓君	高木健太郎君
井上 裕君	高木健太郎君
大河原太一郎君	高木健太郎君
岡部 三郎君	高木健太郎君
遠藤 政夫君	高木健太郎君
中村 啓一君	高木健太郎君
大島 友治君	高木健太郎君
岡田 広君	高木健太郎君
斎藤栄三郎君	高木健太郎君

予算委員	江藤 智君	宮澤 弘君
辞任 補欠	榎木 又三君 関口 恵造君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
公職選舉法改正に関する特別委員 辞任 補欠	近藤 忠孝君 山中 郁子君	同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。
育児休業法案(安恒良一君外二名発議)(參第七号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
第七三号) 同日衆議院送付の次の内閣提出案を衆議院に回付した。	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
道路運送車両法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
農用地開発公団法の一部を改正する法律案(閣法第七三号)	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和四十二年度以後における国家公務員共済組合等からの年金の額の改定に関する法律等の一部を改正する法律案	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を運輸委員会に付託した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
昭和四十二年度以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律及び公共企業体職員等の額の改定に関する法律案	同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
投資の促進及び保護に関する日本国とスリ・ラボンガの間の協定の締結に関する法律案	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。	同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。
予算委員	江藤 智君	宮澤 弘君
辞任 補欠	安井 謙君 仲川 幸男君	八木 一郎君 川原新次郎君
外務委員	小谷 守君 和田 静夫君	和田 静夫君
法務委員	宮澤 弘君 江藤 智君	江藤 智君
辞任	近藤 忠孝君 立木 洋君	立木 洋君
大蔵委員	栗林 卓司君 三治 重信君	三治 重信君
文教委員	和田 静夫君 小谷 守君	小谷 守君
辞任	仲川 幸男君 宮本 顯治君	宮本 顯治君
農林水産委員	佐藤 昭夫君	佐藤 昭夫君
商工委員	八百板 正君 福岡 知之君	福岡 知之君
運輸委員	川原新次郎君 八木 一郎君	八木 一郎君
地方行政委員	片岡 勝治君 大木 正吾君	大木 正吾君
辞任	増岡 康治君 大坪健一郎君	大坪健一郎君
(国会法第四十二条によるもの) (国会法第四十二条によるもの)		
内閣委員	田代富士男君	田代富士男君

通信委員	辞任	補欠
福間 知之君	八百板 正君	
佐藤 昭夫君	宮本 順治君	
建設委員	辞任	補欠
大木 正吾君	片岡 勝治君	
三治 重信君	栗林 卓司君	
江田 五月君	田 英夫君	
予算委員	辞任	補欠
竹田 四郎君	川村 清一君	
決算委員	辞任	補欠
本岡 昭次君	竹田 四郎君	
同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。	同日議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。	同日衆議院から予備審査のため次の議案が送付された。よつて議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。
災害対策特別委員	辞任	補欠
松本 英一君	福間 知之君	
物価等対策特別委員	辞任	補欠
山田 謙君	片山 基市君	
公職選挙法改正に関する特別委員	辞任	補欠
日本放送協会昭和五十四年度財産目録、貸借対照表及び損益計算書並びにこれに関する説明書	小山 一平君	矢田部 理君
公害及び交通安全対策特別委員	辞任	補欠
船舶の所有者等の責任の制限に関する法律の一 部を改正する法律案(閣法第六六号)審査報告書	穂山 篤君	宮之原貞光君
安全保障特別委員	辞任	補欠
小谷 守君	小野 明君	
大藏委員会	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。	同日委員会において選任した理事は次のとおりである。
理事 堀出 啓典君 (堀出啓典君の補欠)	片岡 啓典君 (堀出啓典君の補欠)	
通信委員会	同日議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。	同日議長は即日これを災害対策特別委員会に付託した。
労働者財産形成促進法の一部を改正する法律案(閣法第二八号)審査報告書	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。
土地区画整理法の一部を改正する法律案(閣法第五七号)審査報告書	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。
国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第五八号)審査報告書	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議案を予備審査のため衆議院に送付した。
調査報告書	エネルギー対策樹立に関する調査	エネルギー対策樹立に関する調査
中間報告として別紙のとおりその経過の概要を報告する。	右の件については調査を終わらないが、ここに 関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第二四号)	右の件については調査を終わらないが、ここに 関する法律の一部を改正する法律案(災害対策特別委員長提出)(衆第二四号)
同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。	同日議長は、次の議員提出案を予備審査のため衆議院に送付した。
貨物自動車に係る道路運送秩序の確立に関する特別措置法案(小柳勇君外三名発議)	同日委員長から次の報告書が提出された。	同日委員長から次の報告書が提出された。
育児休業法案(安恒良一君外二名発議)	民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書	民事訴訟法及び民事調停法の一部を改正する法律案(閣法第七六号)審査報告書
参議院議長 徳永 正利殿	参議院議長 森下 泰	参議院議長 森下 泰
エネルギー対策樹立に関する調査	経過の概要	経過の概要
本委員会は、設置以来、政府からエネルギー対策の基本施策についての所信及びエネルギー関係予算の説明を聴取するとともに、広範なエネルギー分野に關し、民間識者の意見を広く聴取すること等によつて、総合エネルギー政策をはじめ石油、石油代替エネルギー及び省エネルギーに関する現状と問題点について一応その全般にわたつて調査を行つた。また、第九十一回国会においては、石油代替エネルギーの開発及び導入の促進に関する法律案を審査し、可決した。	本委員会の調査においては、主としてエネルギー政策の重点である石油の安定供給の確保、脱石油のための石油代替エネルギーの開発及び導入の促進等について種々論議が行われたが、その議論の大勢は次のように要約される。	本委員会の調査においては、主としてエネルギー政策の重点である石油の安定供給の確保、脱石油のための石油代替エネルギーの開発及び導入の促進等について種々論議が行われたが、その議論の大勢は次のように要約される。
重要性は、いよいよ増大することが予見される。 したがつて、エネルギー事情が鎮静化にある今日こそ、将来に備えての対策を一層強化することが必要である。	本委員会は、エネルギー問題の重要性にかんがみ、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策の樹立に資するため、第九十一回国会において新設され、以来、吉田寅、安孫子藤吉、細川護熙歴代委員長をはじめ、各理事及び委員各位の御努力により積極的に審議を進めてきた。	本委員会は、エネルギー問題の重要性にかんがみ、エネルギーに関する諸問題を調査し、総合的かつ長期的な対策の樹立に資するため、第九十一回国会において新設され、以来、吉田寅、安孫子藤吉、細川護熙歴代委員長をはじめ、各理事及び委員各位の御努力により積極的に審議を進めてきた。

ギーの進展等により、日下、比較的安定した供給が確保されているものの、依然として我が国のエネルギー供給の大宗を占めるものであることにからみ、長期的な安定供給の確保を図るとともに、産油国の政情不安等による不測の事態にも備え、その対策に万全を期する必要があるということが強調された。

LNG(液化天然ガス)等があげられるが、中長期的には自然エネルギーを含む新エネルギーも重要な役割を果す。石炭、LNGは種々のメリットがあることから輸入量が増大しているが、今後の利用拡大のためには基盤整備等、積極的努力が要請される。原子力の開発利用については、その是非をめぐつて様々な見解があるが、大方の議論に共通している重要点は原子力の安全性に万全を期することであり、もつて、原子力利用に関する国民的理解を深めることであるとみられる。水力はすでに大規模開発が限界に近いとされており、今後は中小水力の開発を行っていく必要がある。地熱、太陽、風力、海洋等の石油代替エネルギーは中長期的には期待されているが、その開発期間、コスト等に解決すべき問題が多いとの指摘があつた。

いずれにしても、エネルギー問題の解決には、世界的規模における協力を図りつつ、我が国の特殊事情に適合した方策を探らなければならぬといふことが基本的な認識であった。

エネルギー供給の大宗を占めるものであるとともに、産油国の政情不安等による不測の事態にも備え、その対策に万全を期する必要があるということが強調された。

石油代替エネルギーとしては、石炭、原子力、LNG(液化天然ガス)等があげられるが、中長期的には自然エネルギーを含む新エネルギーも重要な役割を果す。石炭、LNGは種々のメ

一 國際石油情勢の変化と我が国エネルギー対策の基本的方向

一九七〇年代は国際石油情勢の激動期であつた。一九七三年秋の第四次中東戦争を契機として発生したいわゆる第一次石油危機及び一九七

八年末から翌年初にかけて勃発したイラン革命に起因した第二次石油危機は、世界的な規模でエネルギー分野のみならず政治、経済の広範な分野に極めて大きなインパクトを与えた。すなわち、石油危機によつてもたらされた高価格石油により、各國は国際収支の悪化やスタ

グフレーションに見まわれた。しかし、我が国においては優れたファンダンメンタルズ(経済の基礎的諸条件)と石油消費節約努力等が相まつて経済困難から比較的順調に回復しつつある

が、依然として、国際競争力の格差拡大に伴う通商摩擦の発生、保護貿易主義への傾斜、また南北間の経済格差の拡大等多くの困難な課題が山積していると言わざるを得ない。さらに深刻

具体的には、まず第一に石油供給源の分散、自主開発原油の確保、備蓄の増強等による石油供給の安定化である。第二には脱石油化社会形成のための石油代替エネルギー開発の加速的推進であり、同時に石油消費を中心とする省エネルギーの徹底を図ることである。その際、社会的、国民的合意の形成に努めることは必須の要件であるとされ、このため、中長期エネルギー

政策に関する最大限の努力を払うことが不可欠であると同時に、正確迅速に世界情勢を反映させ、また国内施策の進展状況を勘案し、適時必要な追加的措置に万全を期するなど、整合性、先見性を具備させなければならぬことが強調された。

エネルギー問題の解決は世界的規模においてのエネルギー構造上の独自性を十分確保しつつ、包括的かつ調和のとれたものとすることが重要であるという点において一致した見解があつた。

とくに、エネルギーの海外依存度が高いこと、なかなか石油はほぼ全量を輸入に依存し、かつ供給源が中東地域に大幅に傾斜していること等、エネルギー供給構造が脆弱であることはもとより、貿易立国を国とする我が国の特殊性を十分認識し、我が国のエネルギー安全

保障を一層高めるため、従来の教訓を生かして強力なエネルギー対策を講じることが必要であるとの意見が大勢であった。

二 石油の安定供給の確保

石油代替エネルギーの開発推進に積極的に取り組むことは何よりも急務であるが、石油がエネルギー供給の大宗を占める情勢は、当分の間大きく変化することはないと考えられる。

第二次石油危機を通じ、原油価格は急上昇したが、質的にはメジャーのシェア低下、直接取引の増加傾向による原油の供給経路の再編成が急速に進行することによって、世界の石油市場に基本的かつ急激な構造変化がもたらされた。また、OPEC諸国の中には、先進国との物価上昇、経済成長率、ドル価値の下落、石油代替エネルギーの開発コスト等の諸要件を考慮して原油価格を決定すべきであるという考え方もある。したがつて、先進国におけるインフレーションの進行、脱石油化の停滞等によつては原油価格は長期的に上昇の一途をたどること

最優先されるべき課題である。搖れ動く国際情勢、財政再建等内外の政治・経済環境は極めて厳しく、しかも不透明な要素が多いと言わざるを得ないが、我が国としては、IEA(国際エネルギー機関)、サミット等幅広く国際協力に積極的に貢献するとともに、資源国との政治、経済、文化交流を一層緊密化することによつて、次世代に向けた恒久的な総合エネルギー対策を確固たるものとして構築することが重大な責務であると認識された。

も懸念される。

最近の世界の石油需給は、消費国側の脱石油化、省エネルギーの進展、景気の低迷、過剰在庫の存在等により、かなり緩和されており、原油価格も多少値下りの傾向がみられる。しかし、中東産油国等の政治情勢の流動化など不安定な要素が依然根強く、今後とも一時的な需給逼迫を惹き起こす事態が十分に予想される。したがつて、先進消費国は、相協調して世界の石油市場の安定化のための諸施策を強力に展開する義務があるが、石油の大消費国であり、また中東地域に原油供給の多くを依存する我が国としては、その役割を十分に認識して、以下のようないくつかの政策を実行すべきである。

（1）石油代替エネルギー対策の推進
（2）石炭
（3）天然ガス
（4）原子力
（5）太陽光発電
（6）風力発電
（7）水力発電
（8）地熱発電
（9）潮汐発電
（10）バイオマス発電
（11）核融合発電
（12）太陽光発電
（13）風力発電
（14）水力発電
（15）地熱発電
（16）潮汐発電
（17）バイオマス発電
（18）核融合発電

あり方も早急に検討すべきであるとの見解もあつた。

三 石油代替エネルギー対策の推進

（1）石油代替エネルギー

石油は、石油の数倍といわれる資源量の豊富さ、資源賦存の地域的分散性、石油価格の高騰に伴う経済的優位性及び過去の使用実績から考えた場合の利用拡大の確実性等の特性があることから、石油代替エネルギーとして大きな期待がかけられている。その供給量については、昭和五十五年度には、九、二四〇万トンであつたのに對し、長期エネルギー需給暫定見通し（昭和五十四年八月）によると、六十五年度には一六、三五〇万トンに増大するとの見解があつた。すなわち、将来にわたる石油供給の安定化のため、中東諸国のみならず、アラブ、中南米諸国等原油輸入先の多角化に努めることが重要であり、内外での石油開発にも一層積極的に取り組むことが必要である。その際、産油国との協力については、相手国側の要望等に十分留意しつつ、経済開発を支援し、これを通じて相互依存関係を強めていくことが、今後とも必要である。

さらに、緊急時の我が国の安全保障を確保するため、石油備蓄の推進に努める必要があるとの指摘が多く行われた。また、長期間にわたる原油供給の中止に備えるための危機管理体制の

備、港湾、コールセンターの建設等総合的な輸送・貯蔵システムの確立が急務であること、あわせて、排煙脱硫、脱硝等公害対策の確立、石炭灰の有効利用の推進、灰捨て場の確保等環境保全対策に万全を期することが必要であること、また、長期的に石炭利用の拡大を図るために、石炭の液化、ガス化、CO₂（石炭・石油混燃燃料）等利用技術の開発及び実用化について、国際協力の観点からも、その推進に努める必要があること、石油から石炭への燃料転換を円滑に推進するため、CO₂重油不₂クの解消策等環境の整備にも配慮する必要があること等が指摘された。

我が国にとって貴重な国内資源である国内炭については、その長期安定的な開発利用を図るため、需給環境等を踏まえつつ、新鉱の開発、消滅鉱区等の再開発について検討すべししながら、石油と同様、すでに世界の有望鉱区の多くにはメジャー等が進出しつつあるといわれるなど、安定的な供給拡大のための環境は一層厳しさを増すことが予想される。このため、我が国としては長期的な展望に立つて、産炭国との協力を図り、開発プロジェクトに対し、相互互恵の立場から開発基盤整備も含めて、積極的に協力を図り、世界の石炭貿易市場の育成に努め、安定的な輸入の拡大を図ることが必要であるとの主張がなされた。

（2）石炭
（3）天然ガス
（4）原子力
（5）太陽光発電
（6）風力発電
（7）水力発電
（8）地熱発電
（9）潮汐発電
（10）バイオマス発電
（11）核融合発電
（12）太陽光発電
（13）風力発電
（14）水力発電
（15）地熱発電
（16）潮汐発電
（17）バイオマス発電
（18）核融合発電

我が国の原子力発電は、すでに昭和五十六年末で一、五五〇万kWの規模に達してお

り、政府の見通しにおいては、将来大幅な拡大が予定されている。

原子力を推進する必要性については、原子力は大量の電力を安価に供給することができる。

紀から二十一世紀にかけて当面するであろう

石油の量的、価格的制約に備えるための優れた石油代替エネルギーであるとする議論が中

心であった。また、非産油发展途上国等の石

油需要は、将来とも増大するであろうから、原

子力等の石油代替エネルギーを積極的に開発

利用することは、先進国の国際的責任である

という意見もあった。さらに、我が国においては、エネルギーの对外依存度が高く、外貨支払いに占める石油購入代金の割合が高いた

め、準国産エネルギーとして、原子力はエネルギー安全保障を強化するうえに大きく貢献

することも、国際収支上の負担を軽減する

ものであるという議論もあった。原子力の安

全性に関しては、多重防護、厳重な安全規制

等により十分に安全が確保されており、実際にも安全性は、信頼するにたるものであると

いうことが主張された。

これに対し、原子力に反対する議論として

は、原子力はもちろんできるだけ石油にも依存しないような低エネルギー消費社会を目指す

（2）原子力

（3）太陽光発電
（4）風力発電
（5）水力発電
（6）地熱発電
（7）潮汐発電
（8）バイオマス発電
（9）核融合発電
（10）太陽光発電
（11）風力発電
（12）水力発電
（13）地熱発電
（14）潮汐発電
（15）バイオマス発電
（16）核融合発電

すべきであるとする議論や放射能を環境から永久に、かつ完全に隔離すべきであるが、これは困難であるので、原子力に頼るべきではないとする議論があつた。また、現段階では、安全性、経済性が実証されていないので、いたずらに推進してはならないと主張する議論もあつた。さらに、平和利用といえども軍事利用につながるので原子力の開発利用に反対するという議論もあつた。

原子力の開発利用については、以上のように賛否両論があるが、これらの議論をみると、エネルギー需給の基本に係わる国民生活のあり方に関する問題、エネルギー安全保障等に関する国際的問題、放射線の生物学的影响に関する科学上の問題等、多面的な問題が複合的にからみあっていて、議論が複雑になつてゐるのが現状であるといえる。しかし、いずれにしても、大方の議論に共通している最重要事項は、原子力の開発利用を進めるに当たつては、原子炉の安全性の確保、放射線の防護、廃棄物の処理・処分等に万全を期することであり、もつて、原子力利用に対する国民的理解を深めることであるとみられる。

(三) LNG

天然ガスは、世界に広く豊富に貯蔵し、かつクリーンなエネルギーであるので、石炭、原子力と並ぶ石油代替エネルギーの主力であるとみられている。我が国では、現在インド

ネシア、ブルネイ、アブダビ、アラスカから急増し、昭和五十五年度は約一、七〇〇万トンに達している。さらに、オーストラリア等からの輸入も予定されるなど供給の多角化によつて、安定供給が期待される重要なエネルギー源であることから今後さらに大幅な輸入増がみこまれている。

LNGの導入には、探鉱、開発、生産、液化・受入基地建設、専用タンカー建造等に多額の投資と高度な技術を必要とする。このため、資金、技術力の確保はもとより、長期引取体制の確立等を含め、産出国との協調のもとに一貫したプロジェクトを形成する必要があるとの認識があつた。

(四) その他の石油代替エネルギー

水力

我が国の国内エネルギー資源の有効利用を図るために水力発電の開発は重要であり、今後とも推進されなければならない。また、從来のような大規模開発は限界に近づいているものの未開発包蔵水力は、相当量のものが考えられるので、今後は中小水力の開発が中心になつていくとみられる。

新エネルギー

新エネルギーとしては、石炭液化、ガス化のほか、太陽、風力、海洋、バイオマス等のうち、太陽、風力、海洋、バイオマス等は、クリーンで再生可能なエネルギー資源であるが、エネルギー密度、安定性、経済性等に問題があり、一部実用化されているがその多くはまだ研究開発段階にある。また、水素エネルギー等についても、その生産可能量や実用化の時期、経済性等に関して多くの問題が

ともに、環境保全、関係者の利害調整等に努める必要があることが指摘された。

地熱

地熱は、非枯渇性のエネルギーで国内に豊富に賦存し、その開発技術はすでに実用段階にあるものもあり、さらに今後の深部地熱等の開発により利用の拡大等が期待されている。また、地熱は発電のほか、地域開発のために多目的に利用される。

地熱開発を促進するためには、自然環境の保全及び関係者相互間の調整に努めるとともに、必要な助成措置を講じるべきであるとの大方の意見があつた。また、関係諸法令の彈力的な運用を図るとともに、必要に応じて法体系の整備を検討すべきであるという指摘もあつた。

四

省エネルギー対策の推進

石油安定供給の確保、石油代替エネルギーの開発推進といった供給面の対策と並んで、需要面の対策として実効性ある省エネルギーを強力に進める必要があるということは言うまでもない。

省エネルギーの推進に当たつては、産業部門における各企業の努力はもとより、民生部門をはじめとした国民一人一人の理解と協力が不可欠であり、このため省エネルギー設備投資に対する金融・税制上の助成の充実、普及広報活動の強化、さらには省エネルギーのための技術開発の推進等に努めるべきであるとの意見が出された。

したがつて、中小水力の開発に当たつては、既存の開発主体はもとより、地方公共団体等が自主的かつ積極的に進めていくことが期待されており、必要な助成措置を講じると残されている。

これら新エネルギーの実用化技術の確立に至るまでの研究開発には膨大な資金と長い年月を必要とするうえに、多大のリスクを伴うので、官民一体となつて取り組む必要がある。

したがつて、これら新エネルギーの利用推進に当たつては、その地域性や特殊性を考慮した利用システムの開発を検討し、さらに実用化技術の普及促進を図る必要があり、このため、所要の助成措置を講じるべきであるとの指摘があつた。

昭和五十七年五月十四日

參議院會議錄第十八号

五五〇

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可日

發行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大藏省印刷局

電話 東京 二二二一(大代) 二二一〇一〇五

二定価一円